

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(2)

2. 日時

令和5年3月1日(水) 13時30分～16時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1 : H-23002 資料1【審査会合資料】新規制基準に係る保安規定の変更について

資料2 : 資料2-① 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

資料3 : 資料2-② (参考資料2) 設工認から保安規定への反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音を変えさせていただきました。
0:00:04	本日のヒアリングでは2月15日付で申請のありました保安規定の変更認可申請について審査会合資料の再提出いただいたものについて確認を進めていきたいと思えます。
0:00:17	まず規制庁側から確認ということで、
0:00:22	始めさせていただきます。今、
0:00:28	番号の一番で衛藤。
0:00:32	審査会合資料の紙資料1 いただいている資料に関してなんですけども、
0:00:36	MNFの保安規定変更認可申請第2回の審査会合を参照して、作成していただいていると思うんですけども、これは第1回の時に概要を説明しての流れで、このような構成になっているので、
0:00:52	今回、熊取側からの説明というのは第1回ではこの構成ではなくて、まず概要を挟んで説明していただいた方がわかりやすいということで、衛藤。
0:01:04	1ポツ3ポツ4ポツ2ポツの流れで説明していただいたほうがわかりやすいんじゃないかというようなことで、この点を資料を修正していただきたいと思っております。
0:01:21	この原子燃料工業オカダです。承知いたしました。
0:01:24	はい。お願いします。では次進めさせていただきます。
0:01:30	遠い現在の審査会合資料の資料1なんですけれども、現在の説明の中身では今般の申請の概要とかですね、日付がわからない。
0:01:41	わからん説明がされていなくてですね、新基準対応の保安規定変更認可申請3段階目であることとかその辺のですね、
0:01:53	分けて申請している理由であったりとか、それぞれの申請の範囲とか、その辺の説明をですね、1ページ目の背景の後に、その部分を追加し、
0:02:04	資料にしていただきたいと思っております。
0:02:11	原子燃料工業オカダです承知いたしました。
0:02:14	はい。よろしく願いいたします。
0:02:20	では三つ目。
0:02:23	お願いします。
0:02:29	規制庁座です。
0:02:31	それでは、三つ目なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	審査会合資料としてコアすみませんこれ参考資料2-1ってなってますけど、現状はあれですね、参考資料じゃなく参考がないですね。
0:02:45	資料の2-1だと思いますけれども、
0:02:48	紙の2、資料2-1を用いて、
0:02:52	事業者からですね、事業許可から、この規定に反映すべき事項、
0:02:57	というものを抽出して、保安規定だとか、下部マニュアルとか等にですね反映状況、
0:03:04	そういうものを確認を行いましたっていう説明が、資料1の方でなされています。
0:03:12	そういう状況なんですけれども、我々これ確認して、
0:03:17	始めた。
0:03:19	初めて行くとですね。
0:03:21	事業許可の抽出内容とですね、
0:03:26	右側に記載されている保安規定の関連条項であったり、
0:03:30	下部規定等の反映箇所であったりっていうところが、下線部も含めてですね。
0:03:36	対応していない箇所が、
0:03:38	余りにも多い。
0:03:43	ていうのが1点。
0:03:44	ですね。
0:03:47	事業許可のその抽出の内容を見てもですね、
0:03:51	そのハードの対応も含めて抽出されている。当初、その設工認時に、ハードとソフトと両方抽出してっていう過程はわかるんですけども、
0:04:02	その中にソフト対応も含まれないようなところもあわせて抽出されてですね。
0:04:08	それも含めて保安規定に反映すべき事項というふうの下線部が引かれているので、そうすると今度その反映がどこに反映されているのかっていうのを確認しに行くとですね。
0:04:19	当然それはハードなんで、右側で抽出されているところには何ら下線引かれてない状況。
0:04:25	そういうものが多々存在してます。
0:04:30	またですね、引用されている表。
0:04:34	コアの表とかは記載例っていう形で、中、抜粋した形で抽出、記載されてるんだと思うんですけども、それにも誤りがある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	ていうようなこういう状況なので、
0:04:48	現状ですねその資料の、
0:04:52	2-1を見、
0:04:54	用いてですね、御社が抽出漏れがないように抽出した過程とかですね。
0:04:59	その保安規定に適切に反映されているのか等をですね、この資料を用いて我々が確認するような状況に、
0:05:07	ないので、
0:05:08	そういうところをもう今一度ですね、
0:05:11	2点確認していただいて適切な資料にして、
0:05:16	提出いただきたい。
0:05:17	ていうのが一つです。
0:05:21	幾つか事例を、
0:05:25	と言いますので、
0:05:27	資料2、ちょっと資料をですね、
0:05:31	開いていただけますかね。
0:05:33	そちら側から、画面に共有していただいて構わないので、
0:05:41	いいですかねアオキさんそれで、はい今画面共有停止しましたので、
0:05:45	熊取側からお願いします。
0:05:49	そうすると、例えば、
0:05:52	資料2-1の、
0:05:55	15ページをちょっと開いていただきたいんですけども、
0:06:16	現行でございます。PDF、15ページ、今、確認写っておりますでしょうか。
0:06:23	はい。
0:06:25	規制庁小澤です。まずそのところを、左から順に確認してっていただきたいんですけども。
0:06:32	左側に何が書いてあるかっていうと、
0:06:37	最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備機器については受入れる前に、その教育訓練を受けた2人の操作員、
0:06:46	が、核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認するってというような、この部分のソフト対応が関係してましてよってことで全体に線が引かれているという状況ですね。
0:07:00	これを見ると、
0:07:03	この部分もですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:06	受入れる前に、教育訓練を受けた 2 人の操作員、
0:07:11	という場所、
0:07:13	右側の図、保安規定、
0:07:18	だとかですね。
0:07:19	下部規定な子だとかを見てですね。
0:07:22	どこに該当しているのかっていうのを性確認しに行くわけですね。
0:07:28	そうすると、
0:07:30	記載が、
0:07:31	見当たらないんじゃないか。
0:07:33	ということです。
0:07:35	で、この部分で言えば、
0:07:39	この条項ではなくて、
0:07:42	その 23 条のですね、教育訓練、
0:07:45	の、
0:07:46	ところを引用して、
0:07:48	その中で、別表 1 に飛んで、教育の中には、その臨界防止の教育がなされていて、
0:07:56	では、今度 25 条、28 条の、
0:07:59	操作員というところを見、
0:08:02	見ていただくと、それらの教育を受けた捜査員っていうところからここに飛んでくるわけでしょう。
0:08:08	そこには、
0:08:10	既認可のところから変更ないものも含まれるし、今回操作員っていうのは新たに記載の適正化でこう修正されたりとかしてありますけど新たなところとかも含まれるっていう状況なんですね。
0:08:22	だからきちんとその左側の抽出したものが、その展開されてないですねっていう事例で、一つこれを紹介させていただきました。
0:08:35	幾つか私の方から事例紹介しますけれども、
0:08:39	当ページが近いところでいくと、
0:08:47	すいません、1 回ここで切りましょうか、今のところで、そんなことないここに記載してるよとかこうやって読めよっていうような、
0:08:58	何て言うんすか、私の読み方が悪いっていうような状況があるのであれば、健康の方からご説明いただけますでしょうか。
0:09:09	原子燃料工業の岡田です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:12	ございました。15 ページのその当該箇所の抽出のお考えですけれども、
0:09:20	ここはもう臨界防止に係るソース操作に関して、
0:09:27	どういう定めをなすべきかというところの観点で、
0:09:34	保安規定の、
0:09:36	どこに書いてあるかそれが下部決定にどう落とされているかというところ。
0:09:41	を端的につないでいます。で、端的に繋がる場所を抽出いたしましたその教育ですと教育から入って、
0:09:52	どういう教育されてるか操作員は、ちゃんと資格を持っているかというところは、
0:09:59	には順序として
0:10:02	は省略その通らずにですね、直接臨界安全管理という観点で、
0:10:11	企画をできるようにしておりました。
0:10:15	それで
0:10:18	許可の記載を受けて保安規定ではリンカーン安全管理の 33 条の中の真ん中の第 2 項ですね。
0:10:28	操作員が、事前に、
0:10:32	ダブルチェックをしますというところが、
0:10:35	該当すると。
0:10:38	繋がると。
0:10:39	いゆで、それを受けて、下部規定にも、
0:10:45	ダブルチェックですね、そういうことをいたしますということをつなげるということで、抽出し、
0:10:53	したということで整理をいたしました。
0:10:59	阿藤規制庁座です。整理の仕方はわかるんですけれども、そうするとだからここの抽出事業許可で抽出された内容を、
0:11:10	きちんとその右、保安規定だとか下部規定に反映しているっていうのを、
0:11:16	この資料でその抽出漏れがないことも含めてですね。
0:11:20	確認するとなると、
0:11:23	確認できない部分がありますねっていうところの説明は、今何も触れられてないので、
0:11:30	今、触れられてないとかそういうところを抽出。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	外にしていますよってということだったと思うんですけども、この資料だと読めませんねってところが一つの事例です。私から今1個申し上げました、まずそのところは理解はし、
0:11:45	していただきました。
0:11:47	記載がないってというのは理解をしていただけたんだと思うんですけど。
0:11:52	原子燃料工業かですその点を理解いたしました。
0:11:58	続けて何点かカクウ2、ご紹介するとですね、
0:12:06	例えば、17 ページ。
0:12:19	の下の方なんですけども、
0:12:22	下ってというのは2段、そうですねそこです。
0:12:27	これ一、裏を受入れる前の確認事項が記載されてますよねここに。
0:12:33	で、
0:12:34	これらはその材料証明書によりこれらの中身を確認するってところなんですけれども、
0:12:40	右側見ると材料証明書により確認するっていうふうに、
0:12:44	まず線引かれていますね。
0:12:46	そういうのを引かれてないですけども、3 ポツのところには、その材料証明書により、別表 14 の受入仕様に適合することを確認する。
0:12:57	書かれてるんですね。
0:12:59	まずここまで見たときに、
0:13:01	これらの項目が、
0:13:07	確認内容に含まれているのかってところを見ると、その別表 14 を見ても、受入仕様のところにはこれ全部網羅された記載になってないんですね。
0:13:21	今度下部規定の方を見ると、同様の記載にしかならされてないので、そうするとその材料証明書の中で、これらの項目が確認するんだってところってというのが、
0:13:33	もしかしたらその下部規定に書かれている、
0:13:38	事前確認って何か、下部もまたさらに下部の手順書みたいなものが記載されてますけれども、ここの中で、
0:13:46	記載されてるのかわからないですけども、我々許可で約束した事項が必ずしも保安規定に入ってる必要はないと思いますけれども、きちんとその確認行為がなされているってところを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	下部マニュアルまで含めて示していただきたいっていうところで、これもちょっと抜けてますね。確認我々の方ができないですねっていう項目。
0:14:07	事の一つです。
0:14:10	あともう一つなんで、
0:14:12	紹介しますと、
0:14:15	101 ページを開いていただきたいんですけども、
0:14:23	あ、そうですねそこです。
0:14:25	101 ページですね、の頭からごみていただきたいんですけども、
0:14:32	はいはいはい。で、許可で抽出していただいているこの内容を追っていくとですね、これおそらくすべて設工認対応とかは、設備の構成書かれてるだけなので、
0:14:44	設工認対応でこうなんだと思ってます。で、ここに書かれてる内容が右側で、どこで読むのっていうと、あまりこう対応してないんですね。
0:14:54	で、1000 引かれてるところはですね。
0:14:58	青字で書かれてるところとかっていう、
0:15:01	航路が連続的に監視っていうんで監視するっていうんで管理の関係で小構成引かれてるのかなと思うんですけども、
0:15:10	これす。
0:15:12	左側で中止したところと対応してないですよって、これ一、しかも見左側で抽出しているのが、ハードウに関するものを設置工事に関するもので、
0:15:24	ソフト対応で何でこう関係しているのかも。
0:15:29	読めませんでしたっていうようなところですね、今右側で抽出されている下線部のところですね。
0:15:39	どこかできちんと抽出されてる事業許可で、もう記載で抽出されてるのかっていう今度探しに行くんですけどね。
0:15:47	連続監視なんで、その放射線管理施設とか監視設備だとかっていうところに書かれてるんじゃないかなっていうと、とですね。
0:15:57	115 ページを見ていただく、開いていただくと、
0:16:01	きちんと抽出はされてるんですよ。
0:16:06	115 ページに、
0:16:10	ここは全部、幾つも該当箇所を記載されてますけども、基本的に今言ったところですよ、監視するっていうようなところを全部抽出。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:19	写ししていただいている。
0:16:21	で、右が見ると、
0:16:25	75 条も当然該当するんで、
0:16:29	抽出はされてるんですけども、今回その下線部に該当するっていうところの、
0:16:37	該当箇所ですね。
0:16:39	きちんと、どこが対応してんのっていうところには線が引かれてない。
0:16:46	ていうようなことですね。
0:16:48	これ 1 例を紹介しましたけれども、
0:16:53	至るところにそういうのが存在しますよっていう状況です。
0:16:57	そうするとですね。
0:16:58	もちろん、これに従って抽出して反映し、
0:17:03	保安規定に反映させた下部マニュアルに反映させた。
0:17:07	ていう。
0:17:08	ことを、
0:17:09	資料 1 で説明されてるんだけど、
0:17:12	いや、どうやって、きちんとか、抽出して反映したのかっていうところが、
0:17:18	我々、
0:17:21	これじゃ確認できないよっていうようなことですね。
0:17:24	ですので御社がきちんと確認した、ここに基づいた資料で、本資料に基づいてやったっていうんであれば、それがきちんとわかるように、
0:17:36	資料をまず、修正していただきたいと。
0:17:41	大きくはそういうところですよ。
0:17:48	まずはここで 1 回切りたいと思うんですけども、
0:17:55	原子燃料工業オカダです。きっとハードのところを、余分ソフト対応が絡むようなところは、
0:18:05	予防に、ハードの
0:18:08	範囲も、
0:18:09	含めた形でわかるようにちょっとしようとして過ぎているところもありましてそ、それと、
0:18:16	抽出したところに対する下線の引き方ですねその方も十分、
0:18:24	一対一に適切になっていないところもありますので、その辺りの方をきちんとしたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:37	すいません。規制庁仲野です。です。はい。
0:18:42	どうぞ。すいません。ちょっと質問なんですけどいいですよ私は、はい。この散乱表の一番左側の事業許可の記載のところのアンダーライン
0:18:53	でちょっと凡例はないんですけど、
0:18:56	左側の
0:18:58	は、下線でなんなんですかね。
0:19:06	ア、イ、原子燃料工業 5 です。一番左の列はですね、事業許可に記載している。
0:19:17	もんでして、そこに抽出、遅、保安規定に、
0:19:23	反映させる必要があると思う。
0:19:27	ところに、
0:19:29	下線を引いているということで、
0:19:34	結果的にここに載せている。
0:19:37	結果的に全部入れますと、
0:19:40	そうですねはい。
0:19:47	どうしたらいいね。わかりにくい。まあ、そう、土蔵抜き出してかけてしょうがないだろうね。
0:19:53	でもさ、例えばさっきのところ、教育のところだけはさ、引かなきゃいいんじゃないちょっとこう、
0:20:00	この繋がりがあある部分だけ予想について、
0:20:06	はいわかりましたありがとうございます。
0:20:12	赤田。こういう
0:20:15	今の点他に何かありますか規制庁側から。
0:20:20	特になければ次に、向こう大丈夫か、あわせて、
0:20:24	今の点、熊取側からいかがでしょうか、何か確認しておきたいこととか、
0:20:28	無駄サービス、はい。
0:20:35	原子燃料工業かです。はい。今のところ案、大丈夫です。
0:20:41	では次に進めさせていただきます。規制庁内海ですけど今のオザワからご指摘指摘があった資料の参考、資料の
0:20:51	今 3、資料の 1 とかいうの修正ですけど別にこれ来週の審査、来週の会合とかまでに直すとかじゃなくて、会合と関係なくですなしっかりと事業者の中で修正して欲しいってことなので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:06	最初に青木から言った2点の会合資料のパワーポイントの修正は速やかにやって欲しいんですけどこちらの資料、参考の方は、しっかり時間かけてですね確実なものを作って欲しいので、
0:21:17	あまり急ぐ必要ないってのは一応受けます。
0:21:24	原子燃料工業オカダです。承知いたしました。
0:21:31	規制庁野村です。今の小澤さん、オザワのですね質問、コメント等に関連して、ちょっと私からも文章にないんですけど、
0:21:40	んとしますので対応お願いします。私はですね資料2の②の設工認、
0:21:46	をました。
0:21:48	小里鶴沢と同じ意見、全く同じ意見なんですけど、
0:21:54	用途を考えるとところありました。私が見たポイントは二つあって、
0:21:59	設工認というか結果的には許可からの反映。
0:22:04	が、保安規定にどう、
0:22:06	反映されてるかということと、仮に私がもし
0:22:12	社員だとして、これを見て動けるかなっていうところから、
0:22:18	見ました。そうするとですねちょっと動けないって思うところかなりあった。
0:22:23	ですね。
0:22:24	一応これ、1点説明はちょっと省かしてもらうんですけど、
0:22:28	例えば許可というか設工認内容からの反映、反映すべき点、
0:22:34	ちゃんとですね保安規定に、
0:22:36	反映されてない。
0:22:38	ていうのは、
0:22:39	結構ありまして、例えば、高所作業とか安全保護具をこうする合わせるってあんですけど、それに対する、
0:22:47	保安規定の内容が、
0:22:50	被ばくの管理とかですねそういう、何かとんちんかんな部分もあったり、
0:22:55	するんですね。
0:22:57	あと、例えば補強、撤去工事、
0:23:01	の内容が保安規定では、異常時とか設計想定時発生時とかですね。
0:23:09	全然関係ないところでしょうって話ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	あと例えばですね、情報システムをですね、物理的に遮断するっていう、強化で行って設工認で言ってるんですけど、そんなこと一切保安規定に書いてます。下部規定にも書いて参る。
0:23:24	も同じですね同じことがありますね。
0:23:27	あと、回転物云々と言っててですね、何ページか。
0:23:33	横内さんじゃない、ちょっと、
0:23:39	簡単に言いますけど、皆さんきちんと、
0:23:45	ノムラさんがきちんとその資料の何ページの一つ一つさしてね、事業者 に
0:23:52	開いた上で、言った方がいいですよ。これってあくまでも別、野々村さ んの、
0:24:02	解釈をお伝えするところではないので、
0:24:06	どうなのかっていうところを確認していただければいいので、行ってい きますか。ごめんなさい。ところですよ。
0:24:15	だから全部言う必要ないので、代表例を言えばいいんじゃないんです か。
0:24:20	代表なんでしょうか。
0:24:22	ですね、例えば、許可、設工認の内容がちゃんと反映する、されてない とか、あとさっきの高所作業とかっていうのはですね、
0:24:32	ページだと何ページだろう、1-11-6。
0:24:36	いうところを開いて欲しいんですけど。
0:24:38	ちょっと待ってください
0:24:42	ワンフェーズ
0:24:46	ちょっと待って、向こう開いたりも。
0:24:55	ちょっと待って。
0:24:59	1-17 燃料工業でございます。A3 ページでしょうか。1-11-6、今画 面に共有できておりますでしょうか。
0:25:08	1-1。
0:25:10	ですね、あれ、違う、違うところ見てる。
0:25:14	これでいいや。
0:25:17	とですね、例で一番左の
0:25:21	列では、とですね。
0:25:25	工事。はい。
0:25:28	市の中、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:32	6、
0:25:33	あれだけの話ってこやったっけ。
0:25:36	上から4行目じゃん。
0:25:37	あ、そう、高うこう作業とか、
0:25:40	ですねあって、右側漏えい管理とか、今から制限措置、
0:25:45	の話が書いてあるんですね。
0:25:47	で、
0:25:48	多分どっか違うところを引用してきてんのかなみたいな。
0:25:51	そういうふうになってもですね。
0:25:54	今も聞いてみた。
0:25:55	すいません。これに対して、1年、
0:25:59	何かありますか。
0:26:03	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:26:06	こちらの11-6、1-11.6の記載ですけども、一つ目のポツの記載はですね操作上の、
0:26:14	ちょっとこれちょっとスクリー悪かったんですけども30条のですね操作上の一般事項。
0:26:20	そしてして、
0:26:21	自園に箱根を受ける対象ということでちょっとこれは30条に対応する河川です。それから二つ目のポツと、三つ目のポツはですね漏えい管理全般被ばくの低減措置と。
0:26:35	いうところ、それぞれ対応すると。
0:26:38	いうところでちょっとそういった意味でちょっと
0:26:41	作りがちょっと見にくくなってました。わかりやすく。以上です。
0:26:47	はい。こちらは説明受けてないで審査してますので、綺麗できるだけわかりやすくお願いしますという、
0:26:55	ここですね。で、
0:26:56	あと代表的なところ、1年ほどカキノキです。
0:27:05	同じようなところへ行ってますよね。
0:27:07	阿藤。
0:27:10	例えばですね、
0:27:12	P D Fで言うと15ページの、
0:27:15	1-82というところ。
0:27:18	見ていただきたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:21	何ページ。
0:27:22	P D Fだと 15 ページ。
0:27:26	画面右下と、これ画面ちっちゃいかよくわかんない。
0:27:29	■■■■■の話があって■■■■■よってことを書いたんですけど、
0:27:37	は形ではそういうことは書いてない。
0:27:40	と思うんですね。
0:27:42	これは何か違うのかなっていう。
0:27:44	あそこを読まない。
0:27:46	原子燃料工業の功刀でございます。今の 20 のところはちょっと点線が来ないんで、
0:27:55	ごめんなさい。ごめんなさい。
0:27:59	この■■■■■の話ですけども、
0:28:02	これはですね不正アクセス数による妨害破壊工業者檀という、
0:28:06	真ん中のところに対応すると。
0:28:09	いうことで
0:28:11	ちょっとですね許可の方は具体的な■■■■■ってというような記載したんですけども、
0:28:19	ちょっと保安規定側では殊従前の牛アクセスの妨害破壊行為と、
0:28:25	というような形で、
0:28:28	読めるようというふうに判断していたというところでございます。以上です。戸村ですけど
0:28:35	ちょっと下部規定に書いてあれば、何も。
0:28:38	ない人は問題あると思うんですけど、これだとちょっとわかりづらいなと。
0:28:43	ところですね。
0:28:48	なんねえ、確かに。
0:28:51	あとですねこのぐらいは、はい、どうぞ。
0:28:57	医師燃料工業のカキノキですちょっと下部規定の方ですねちょっとこれが読めるように、
0:29:03	県修正することで
0:29:07	検討し、いたします。
0:29:09	以上です。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:11	ですね、あとは同じように全部見ていただきたい、水平展開でお願いしたいっていうのと、
0:29:17	次にですね保安規定の内容とその下部規定で、具体的なものが読めない。
0:29:25	ということなん。
0:29:27	なんですけど、
0:29:29	えーとですね。
0:29:32	例えば、
0:29:34	1の31番、
0:29:40	P D Fで言うと、
0:29:42	6ページか。
0:29:45	ここで耐震、
0:29:48	えーとですね、一部相当、
0:29:50	固縛って話があって、右側のその保安規定の反映の下には、一類相当の転倒防止策を講じるって書いてますけど、じゃあどうやったらいいの。
0:30:01	ていうのがないとわからないんですね。
0:30:04	例えばここにどういう、こういうのどう来るきっかけとかですね、なんぼ書けとか、
0:30:09	なんかそういうのがなかったら、
0:30:12	リバウンドわかんないんじゃないみたいな、思うんですけど。
0:30:15	こんなのどうですかね、この辺は。
0:30:20	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:30:23	イチルイ相当の木場空っていうのはですね
0:30:27	強化で、ある程度加配た上で保安規定の方はですね
0:30:34	同じようにそう円筒ボーイ策を講じると。
0:30:38	というような記載した上で会議基準の方で、
0:30:42	その具体策を変えていくというような形で、
0:30:47	整理しようとしておりましたところでして、ちょっとまだその検討が、もしかしたら、ちょっと
0:30:55	かけてなかった。
0:30:58	そんなものですから今言ってるから、
0:31:01	どうぞ、氏原さん。
0:31:04	はい、すみません、原燃原子の向後フジワラでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:08	ここの部分はですね事故、年、事故のあれですね想定事故、事故対応についての記載ということで、手順書にもこういう形で、
0:31:21	固縛しますというふうに文章で書いてるんですが、この固縛っていうのはもう我々、10年以上前から取り入れている方法でございまして、
0:31:32	実際作業手順としてはですね、もうすでにこれ事故手順というか、じゃなくてですね実際の作業手順にはもう少し細かい図を盛り込んでおまして、
0:31:45	ちょっと双方もですねあわせて引用するような形でですね、わかりやすくしたいと思っております。
0:31:52	以上です。
0:31:54	ノムラですそうするとこの下位会文書とか下位規定よりもさらに下の文章がある、そこに書いてあるっていう理解ですか。
0:32:06	原子力応用フジワラです。下といいますか、もともと廃棄物の保管管理というところのですね、取り扱いで記載しておまして、
0:32:17	今回保安規定の方にですね、土佐医師、新規制の最終的な取り組みということで、事故の事故対応ですねそういったところを盛り込んでいると、設計想定事象の通り、
0:32:30	混んでいるんですが、今回その部分を、手順書等に盛り込むということでございまして、平行したもんですね、ちょっと説明が、すみません、うまくできてませんけど、
0:32:44	ノムラあくまでも事故、
0:32:48	事象の対応の点、別途手順書が二つあるということになってきます。
0:32:54	よろしいでしょうか。
0:32:56	そういうものが存在するっていうことでそちらに書いてあるっていうのはそれでわかるんですけど、我々これしか手がかりがないので、書いてないですよっていう。
0:33:06	伴判断せざるをえないっていう状態。
0:33:10	氏原でございます。確かにご指摘の通りでございますので、そういう手順を書いている部分についてもですねわかるようにしたいと思います。はい。
0:33:19	あともう一つなんですけど、もう一つの例なんですけど、次のページの1-34。
0:33:25	7ページですね。なんですけど、これ竜巻の話が書いてあるんですね。
0:33:30	右側二つ、もう、青字部分で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	必要に応じて固縛するための提案ですけど、これ、必要に応じてって、 どういう時ですかってことで、
0:33:43	この場合例えば町から警報が出てるとか、多分そういうことなんでしょうけど、
0:33:50	何かこう、主観的な判断
0:33:53	のようなところをちゃんと
0:33:56	具体的に書いて欲しい。
0:33:58	ていうのがあるんですね。
0:34:00	この辺はいかがですかね。
0:34:08	あんまり細かく書かれてもいいんですけど、何かカキノキです。
0:34:14	ねじも必要に応じてってとこ
0:34:17	K Yだとかそういったところの、
0:34:19	なんですけども
0:34:22	もう少しわかり A 使うときにですねわかりやすくなるような記載をちょっと変更を検討いたします。
0:34:29	はい。以上です。
0:34:31	規制庁野村ですけど。ですねます大きなところっていうか、
0:34:36	代表的なところはそれぐらいかなあと思うんですけどこれ以外にもいくつか
0:34:41	実際に作業するときに、これじゃわかんないなみたいのがあるので、水平展開で直してくださいってことで鶴沢が言ったように、かなり
0:34:53	ちょっと利益がどうなのかなみたいなのところがあって、あとこれ一、
0:34:58	なんていうんすかね。もしかしたらこれは、
0:35:02	印をしてきた部分が違うんじゃないのみたいな。
0:35:05	もあるんですね。
0:35:07	これもちょっと例を挙げると、
0:35:10	とですね、2、2-28 っていうのがあるんですけどな、何ページか。
0:35:17	2-28。
0:35:25	これか。28 ページ。
0:35:27	の一番下なんですけどね、これ。
0:35:30	保安規定は、1-11-6 と同じって書いてあるんですよ。
0:35:35	これですね、1-11-6 ってこれ消火会館、消火配管。
0:35:40	違う。ここの左側の反映する事項は消火配管の話なんですけど、1-11-6 は被ばくの低減の話で、何か書けないんじゃないかなっていう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:53	思ってるんですね。
0:35:55	ちょっとこれは、後から見て欲しいんで、私がマツイましたら、今言いましたけど、
0:36:02	いいですかね。これどうですかね。1-11-6 と、この2-28 って、関連してるんですかね。
0:36:14	そうですね原子燃料工業のカキノキです。
0:36:18	ですね、こちらですね規定上さ、1-11 の
0:36:23	口、
0:36:27	経常作業のことに関するところで読むというような形で、
0:36:31	考えとったところ、
0:36:34	でして、ちょっとこの左からですね
0:36:38	やや明らかにすいません、左の方はですねえと。
0:36:42	消火設備の話が書いてあったところを、
0:36:46	ちょっとそういう意味では、何ちょっと読みにくいなっていうところも、おっしゃる通りだと思いますのでちょっとこの辺りの記載、もう少し、
0:36:54	確認を後いたします。そうですね。読みにくいというか、読めないなというところ。
0:36:59	ですし、
0:37:01	私の意見は今まで言ったことに集約されるんですけどこれ以外にもかなり幾つかありますので、
0:37:09	全体的に見直してください。私からは以上です。
0:37:23	への工業のカキノキです落ちました。
0:37:35	規制庁さんほか、今の小澤さんの質問関連で、特に規制庁がなければ先にしたいと思いますけど、ないんですよ。はい。内海さん、金城アオキさあさっきの、
0:37:47	あれをまずしていただいて、
0:37:50	これ。
0:37:51	別の表。
0:38:06	あ、すいません規制庁内海です。今画面共有をさしていただいておりますけども、
0:38:12	番号で言うと4つ目でちょっと長くなって恐縮ですが、
0:38:21	先ほどのオザワノコメントと若干かぶるといふか同じような流れのものですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	申請書に記載されている、建物とかの図面ですとかあと核的制限値が表ですね。
0:38:34	それにつきましてはこちらでもいろいろ確認しまして許可に記載のものとかですね、また許可後の詳細設計の結果である間瀬港にある図面とか、数値、
0:38:45	等いろいろ比べて確認したところですね、幾つかちょっと許可とか施行日のものと違うんじゃないかというものが見られております。
0:38:55	こういった図面とか表の記載の中身が違う状況ですと、やはりその許可からの内容を適切に抽出とか、こちらちょっと確認ができませんので、
0:39:05	それは今回の保安規定の申請書の図面とか、表ですね。
0:39:11	それにつきましては新基準に基づく許可を踏まえて反映すべき事項をしっかりと全部網羅して反映してますよってことを本文の内容と同じに説明していただきたいので、
0:39:22	これは資料2-1と資料2-2ですけれどもそれと同じようにですね、図面等表についても、左右で対比さしたものの。
0:39:34	つく資料を作っていただいて、こちらに説明をしていただきたいと。しっかりと対比させて、反映できますよってことを説明していただきたいと考えてます。
0:39:45	まずその点いかがでしょうか。
0:39:52	原子燃料工業の岡田です。
0:39:58	対比できるように、
0:40:03	しまとめたいと思います。
0:40:06	はい規制庁ウツミよろしく申し上げます。
0:40:09	そのあとこれ、この資料多分新しく作っていただいてどういう資料位置付けになるか例えば3、資料の2-1の附属になるかどうか、そこら辺おまかせしますけども、
0:40:19	この資料を多分つくるとかなり時間がかかりますので、来週の会合とかとはまたまた切り離してですね、しっかりと作り込んでいただいて、ヒアリングの場でですね提出いただきたいと思ってます。
0:40:33	ちょっと続けますけども、何点か今、ご覧なってると思いますが、何点か代表的なところを書いてますのでそこについて、
0:40:43	ちょっと実物を出しながら確認していただいきたいんですけども、
0:40:48	まず

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:50	申請書ですね保安規定の申請書の 89 ページを見ていただきたくて、これは P D F で言えば、94 ページですね。
0:41:01	藤阿部隈元に変えませんがお手数ですけどちょっと出しながら、あと資料共有しながら、いけないんで、山脇さんすいませんが、
0:41:10	あと
0:41:15	受原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:41:18	20、
0:41:19	90、
0:41:41	はいありがとうございます。出していただいているのが、19 ページの全体の指揮センターの図面ですけども、
0:41:49	今回入ってるところが黒ルーで開かれておりまして、敷地の、
0:41:56	南とか図面上で言えば上側に二つ、上の左に二つ丸がありますけれども、より内側の O S D
0:42:05	で内側の丸の中に、建物が 1 個ぽつんと B というところが、現状の保安規定の申請であると。
0:42:13	一方またこちらもちょっと出していただいたんですけど、第 5 次設工認、
0:42:19	この前認可を受けたと思いますがあると思いますけども、
0:42:23	第 5 次施行のですね。
0:42:26	273 ページなんですけど、これは取り出せますでしょうか。
0:42:33	はい、少々お待ちください。
0:42:51	ページは 273 です。
0:43:03	はい、ありがとうございます。出していただいているの工事施工人ですけど、それを見るとですね先ほど丸があった場所、建物は二つあって、
0:43:12	何ですかっていうところですね、まだこれも記載の都合上そう書いているならばそれ説明していただければいいんですけど、いずれにしろ
0:43:21	退院させて、
0:43:23	実際どうなんですかっていうのは説明いただければと思ってます。
0:43:28	ちなみに、ちなみにですけどこれは実際のところ、あれなんですか。二つ書き忘れ一つ書き忘れてるのかそれとも保安規定の方は一つで、この二つを表現してるのか、実際どこどっちなんです。
0:43:48	原子燃料工業フジワラでございます。
0:43:50	ちょっと保安規定の方ですねこの設工認図面より少し、簡単にしたもので二つを一つに書いているというところになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:06	了解そこら辺の書き方は事業者の管理の内側のでいいんですけど、我々説明する時はですね、そういうこういう二つ分かれた資料もありますので、認可された資料として、
0:44:18	そこら辺の違いがわかるように説明をお願いできれば、
0:44:26	はい、原子力フジワラでございます承知いたしました。
0:44:30	比較表を作って、
0:44:31	健康報道部、
0:44:34	そうです。
0:44:36	規制庁堤ですけども、先ほどこの中身の話をする前に比較表の新しく作成をお願いしましたけども、
0:44:45	比較表作成の際ですねこういった図面、最新の図面、
0:44:49	左側につけて、許可なり施工にのり、右側には保安規定の変更後の資料をつけていただいて、
0:44:58	それらが1方に施工2が、変更後に適切に反映されてますよっていうのを示していただければと思います。
0:45:06	いかがでしょうか。
0:45:08	はい、原子炉の行為をフジワラです承知いたしました。
0:45:11	よろしく申し上げます規制庁内海ですよろしく申し上げます。
0:45:14	すいません。続けて次の具体例に行きますけども、
0:45:21	保安規定の申請書で言えばですね、これまた91ページになるんですが、
0:45:30	それでBDFで言えば96ページになります。
0:45:36	これは来年学校の管理区域の識別図になってますけども、これ我々の方で、最新では第5Gとか第4次ですね、
0:45:49	ものを、と見比べると、ちょっと各会員全部においてちょっと違うところは何かあるんだって、こういうところを確認します。
0:45:57	代表的なところで言えばですねちょっとこれまた大法人の方を出していただきたいんですけども、
0:46:03	第5次施行人の方ですね、
0:46:06	第2加工棟の管理区域図っていうのがありまして、
0:46:12	これは第2第5チェック公認の2976ページ。
0:46:18	になります。
0:46:25	2976
0:46:28	そうですよねはい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:31	ここに色分けされて綺麗に分かれていますけども、例えばですが三階の部分です。
0:46:41	三階の部分に保安規定の方を見ると、
0:46:45	ナンバー36 という機能
0:46:50	No.36 っていうのが部屋がありまして、
0:46:54	考えの三階は図面では右端の図面のところで 36 っていうのは右の真ん中より下ぐらい。
0:47:02	で、36 番あるところの三階の部分、
0:47:08	結構人の方で見ると、その
0:47:13	ごめんなさい 302626 の部屋なんすけど、26 の部屋の二つ上のカクウなんですけど、これ施工人数面だと、第二種なってるんですけど、
0:47:22	右側で、一方でこれ
0:47:26	先ほどの保安規定の方見ると、1 種管理区域、
0:47:29	なっているように見えまして、
0:47:32	実際、
0:47:34	どうなんですかっていうところなんですけど、これは色分けの都合上こう見てるだけなのか間違えてるのか。
0:47:40	いかがでしょう。どちらなんでしょう。この 20 二つの部屋、ここ。
0:47:46	原子燃料工業のカノメでございます。
0:47:51	よろしいでしょうか。はいお願いします。
0:47:54	今、
0:47:55	おっしゃっていただいたのは保安規定の図で言うところの、
0:48:00	26 番ということになってますでしょうか。三階の 26 番の今出していたいで、一番下の、
0:48:08	矢野横谷そちらはですねスタッフ、横尾代表。
0:48:14	もともと第一種管理区域でございまして保安規定でも、
0:48:21	変更後もそのような一種管理区域を示す。
0:48:26	色を染めをしているかと思えます。
0:48:30	でも、ちょっと考えでしょうか。はい。
0:48:36	伊達鉄工人だと、これ
0:48:39	青、青字というか青線なってませんか。この 26 二つ上の区画の右端の部分。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:49	失礼しました。上の部分です。失礼いたしましたはい。上でどっちを上 にすればいいかわからないんだけど。はい。相田です。失礼いたしまし た。はい。
0:49:02	26 と 36 の間の部分でございますねちょっと設工認の場合ですと
0:49:08	ちょっと細かなカクウ。
0:49:12	分割してですね細かな区画の
0:49:16	色分けをしていたのですがちょっと、本規定の方でちょっと、
0:49:20	詳細省いたような図になっておりましてそれが表現できておりません でしたのでちょっとこれも含めて、設工認等を、
0:49:29	比較して、対応できるようにしたいと、準備したいと思います。
0:49:35	現行カノメでした。
0:49:37	規制庁内海です。了解よろしくお願ひ。例えばこういうのってかなり細 かい図面だと多分表現しづらくて大変だと思うんですが、先行する事業 者なんかの例を見ますとですねそういう図面が汚くなっちゃうとこん時 は新しい図に切り換えたりとか、
0:49:54	例えばそのフロアを分けて 2 ページするとか、そういったことを別に皆 様の保安規定等でしていいので、いずれにしろ
0:50:04	しっかりと正しいことが表現されてるのが重要だと思うんでそこら辺は いろいろ考えていただいて、
0:50:09	対応していただければと。まずあれですね、比較の資料を作ることです けども、そこら辺も踏まえていろいろ考えていただけたら、
0:50:20	原子燃料工業カノメでございます。承知いたしました。
0:50:28	規制庁ウツミます。すいませんちょっとオザワですけどちょっと確認し ていいですかね。
0:50:36	どうぞ。よろしいですか。
0:50:38	今のカノメさんの回答はだから、記載しきれていないってことで、 現状、衛藤。
0:50:47	規定の記載が適切ではない誤っているっていうふうに理解すればよろし いですか。
0:50:55	全国可能でございます。はい。
0:50:58	そうですねはい。ちょっとこの規定、実際の詳細なものと比較します と、
0:51:04	保安規定の図が違っているという所といった状況になってございます。
0:51:09	規制庁座間です。はい、わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:13	進めくださいウツミさん。はい。規制庁泉です。今、
0:51:17	具体例で書いてある三つ目の核的制限値の表の関連ですけども、
0:51:22	申請書でいうと 112 ページ。
0:51:28	これはページ数ですので、P D F で言えば、
0:51:36	P D F は 117 ページになります。
0:51:41	単純な話なんですけども、ここ
0:51:46	別表 4 のところ
0:51:49	上のところにセンタレス。
0:51:52	センタレス検査空想設備ナンバーワンの経営スクール回収装置っていうのが、一応あると思いますけども、
0:52:00	ここで右、この表の構成上の右に制限値ってのがあって、制限値の枠の左端項目があってそこに核的制限値が記載されてると。
0:52:10	いうところですけども、これ許可のですね 30 ページを出していただければわかりやすいんですが、
0:52:18	単純と評価に書いてある、制限値一部は書いてませんよって話で、
0:52:25	許可の方だけますでしょう。
0:52:28	評価の 30 ページ。
0:52:31	はい。少々お待ちください。
0:52:49	ありがとうございます。規制庁内海です。今見ていただいている許可の真ん中より下ぐらいですね、同じ回収装置がありまして、
0:52:57	右側の安全機能のところの委員会講師のところを見るとしたら、
0:53:03	いう制限値が一つと、あとインターロック一つと書いてあると思いますけども、先ほどの保安規定側の方表を見るとインターロックが記載されてないというところですけども、
0:53:17	これは記載漏れなんでしょうかそれとも何か考えたって抜いてるってことでしょ。
0:53:29	原子、原子燃料工業オカダです。
0:53:33	今、見ていただく許可の 30 ページで、当該の
0:53:39	臨界防止のところですねこちらの方は、
0:53:43	とですね、今回
0:53:46	購買設備。
0:53:48	いろいろコウハン申請の加工施設で、設工認の中でですね、工事を行ってない設備ですので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:00	甲斐インターロックをですね、そういったものはまだついてないということで、こちらの保安規定の方の表にも、
0:54:08	それを反映させてない状態で、この設備は、後半施設設備等で使うことはない。
0:54:16	使わないようにということで、その後半申請設備に対しては、
0:54:22	除去カーの
0:54:26	にインター口こと、改造工事必要なものはつけてない状態に今、本規定はなってます。
0:54:34	規制庁です。そこら辺はですね、比較表を作るときにわかるようにしておいていただきたいと思います。というのとあと1点確認すけど、今回の保安規定後半新設備の仕様とか全部、
0:54:47	許可に書いてある仕様ではなくて、現状のものをそのまま使って書いてるっていうところが、
0:54:56	原子燃料工業型です。はい。現状の改造前の
0:55:02	従前の通りの仕様を書いているということになります。
0:55:06	規制庁ウツミ了解です。
0:55:13	原子燃料工業かです。
0:55:16	そういったところで比較できるように、資料をまとめております。
0:55:22	清長先生よろしくお願いします。
0:55:24	備考欄に書いた方が、それだから、三橋とか、土肥浮田です。
0:55:31	あ、規制庁という、すいません。続きますけども、
0:55:36	最後、具体の最後になりますけども、申請書 100115 ページを見ていただきたいですね。
0:55:45	115 ページは P D F で言えば、
0:55:48	120 ページなり、
0:55:53	115 ページの O S C A A R D 粉末混合機 No.2-1 の粉末投入機と、
0:56:01	あとは同じナンバー 2-1 の粉末混合機がありまして、
0:56:08	これらは、今、同じ枠の中に入っているところなんですけども、
0:56:15	これ
0:56:17	教科のですね、
0:56:22	31 ページを見ていただくと、
0:56:27	あれがわかるのでちょっと 31 ページを出して、次のページ。
0:56:31	こちらだと、当然真ん中ちょいし、上から下、
0:56:36	一つ目ぐらい、30 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:41	本後で二つ、31 ページの上から一つ目、二つ目と三つ目がそれらになりますけども、
0:56:48	違うな、衛藤福田さん、三つ目、三つ目と四つ目が、衛藤谷津本郷ですけど、
0:56:57	ごめんなさいこれ2-2だから、違うのか、ごめんなさい。
0:57:02	これ、
0:57:05	が、インターロックって片方書いて、三野阿比留のところに書いてると思いますけど、僕は多分、今日は書いてないところで、
0:57:13	保安規定上
0:57:16	インターロックがあるものないものがまじって、
0:57:19	別々の核的制限値を持ってるものがまじってるんですが、これは、
0:57:24	何でこういう書き方をしてるのかっていうのは、一応説明をいただければと思います。
0:57:40	原子燃料工業の方です。この当該の混合機と、
0:57:45	とうとう尿器ですね、こちらの方連続して設置してある設備でして投入機が混合機の
0:57:55	前室のような扱いになっておりまして、その管理上はですね、
0:58:03	一体ということで、従前から音声の方でもこのような規制になっておりまして、インターロックをかけるにしても、この前日込みで、
0:58:13	質量の方を制限しているということになっておりましてこのような表現にしました。
0:58:20	四つ目、考え方はわかりました、了解やつなんで町ですけど参考資料作る際にですね許可でこうなってるけど、
0:58:29	こうこうこういう理由から、保安規定をこうしておりますということがわかるような記載で参考資料の方を作っていただければと思います。
0:58:37	よろしくお願いします。
0:58:40	原子燃料工業オカダです承知いたしました。
0:58:46	私の方から取れる。
0:58:48	ウツミから以上です。
0:58:52	規制庁側から重ねて何かご質問ありますでしょうか。
0:59:06	ないようであれば、熊取側はこの点は問題なく、
0:59:10	確認とかは大丈夫ですかね。
0:59:16	では次に、
0:59:17	原子燃。はい。減衰の効果です所長、以上の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:26	原子燃料工業でございます承知いたしました。
0:59:30	はい。
0:59:32	規制庁ノムラですが、
0:59:34	とですね
0:59:37	前回品質保証の方とちょっと話したんですけど、
0:59:43	御社のですね、コア規定の申請書の
0:59:47	品質保証の仕組みを、
0:59:51	具体的に教えていただきたい。
0:59:54	というのがありまして、
0:59:56	M N F ではですねえ、ちょっと作って、おそらく、
1:00:01	県のホームページにあると思うんですけど、
1:00:03	何かフローでですね、例えば、作成者があってそれを、
1:00:08	チェック誰がやってとか、何ちゃら監査室が最終確認してとかですね、 そういうのが、
1:00:15	N f あったんですけど、
1:00:18	同じような感じで、この日、申請書を作成するにあたってどのようにチ ェックしたかっていうのを出して欲しい。
1:00:28	挙カーの時におそらくこういうのを作るってことをちゃんと宣言されて ると思うんで、多分、何かしらある。
1:00:38	と思いますので、
1:00:40	それを見ていただきたい。
1:00:42	見えたら説明していただきたい。
1:00:46	これをですね皆さん具体の今言われてるグループの該当する指導を映し 出してください。
1:00:56	薄井。
1:01:03	いえ、いつも面談の資料でここを見ればいいっていうところまで言って あげないと、
1:01:09	わからないと思うのでね。はい。それちょっと追って、
1:01:15	探しますとすいませんさっき進めてください。私からは以上です。
1:01:21	安里規制庁ウツミさんちょっと今の点は、資料見せできるもの性しいて おりますのでちょっと先に進めさせていただきます。
1:01:33	規制庁堤ですけど
1:01:36	私からはですねちょっと最初に青木から申し上げたやつとか、同じ欠点 でして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:43	今いただいている資料1のこのパワポの資料ですね。
1:01:46	パワポの資料でちょっと追記というか修正をいただきたいところ1点ありまして、それをお伝えします。
1:01:53	パワーポイントの資料の、
1:01:57	16ページ、
1:02:00	を、
1:02:04	を、
1:02:07	青木さん今小澤さんちゃう。
1:02:11	すいません打田。
1:02:15	規制庁内海ですすいません。小澤さん今発言されてましたでしょうか。
1:02:24	小澤ですけど発言してないですね、進めていただいて結構です。アドバイスです。すいません、続けますけどパワーポイントの資料、資料1の16ページを見ていただきたいんですけど。
1:02:36	16ページにですね
1:02:40	記載されてるもので、
1:02:46	組織の変更に係る説明が記載されてますけども、この中で上の一つ目の黒丸、管理部長の業務のところの一番下のところに、
1:02:57	設計想定事象等に係る加工施設の保全に係る措置っていうのがありまして、
1:03:02	一番下のクロードっていう一番シャープの丸野業務管理部長から設備管理部長にするものについても同じように設計想定事象等に係る
1:03:11	学校施設の保全に関するありまして、中身は我々読んでは、研修、よくわかるんですけども、会合資料として外に出す時に、その介護処理として使うときにですね同じ文言で書いてるとわかりづらいので、
1:03:24	設計想定事象等に係る加工施設の保全に係る措置ってところにですね、具体的に何なのかっていうのが、
1:03:31	それぞれ業務管理部長から環境安全部長の質問と、設備管理部長とするもので違いがわかるように、例えば凡例を書いておくとかですね、そういうふうな形でちょっと修正をいただきたいと思ってるんですけども、いかがでしょうか。
1:03:46	原子燃料工業フジワラでございます。ただいまの点承知いたしました。具体的にですね業務管理部長から環境安全部長に移るのはですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	タンカーとかそういったちょっとソフト的な部分でございまして、あと設備管理部長に移るのはいずれ消火設備とか、少しハードの部分そういった部分が、
1:04:08	移管されるというところでございます。そういったところをわかりやすいようにちょっと記載したいと思います。
1:04:14	以上です。
1:04:16	規制庁ウツミよろしくお願いします。
1:04:20	今野D規制庁から何かありますでしょうか。
1:04:23	投げて確認したいことがあれば、
1:04:28	安全というのは、会合資料に関してはそうです。
1:04:32	最後のページ、
1:04:35	そうだけ。
1:04:36	環境安全部。
1:04:41	規制庁の杉です。朝日さんお願いします。はい。
1:04:46	規制庁の鈴木です。
1:04:49	今の資料1ですね介護資料の、
1:04:52	千野。
1:04:53	最後のページですね19ページ。
1:04:56	なんですけども、
1:05:02	表3の変更後の、
1:05:05	環境安全部長の職務に
1:05:08	すごく、総務グループ長の業務を指揮監督ってあるのは
1:05:14	不安、
1:05:15	防災グループ長の間違ひではないでしょうかという確認なんですけども。
1:05:21	どうでしょうか。
1:05:23	原子燃料工業フジワラでございます。ご指摘の通りでございましてちょっと
1:05:29	はい。修正、適切に修正したいと思います。
1:05:32	失礼しました。
1:05:35	はい。よろしくお願いします。
1:05:37	以上です。
1:05:45	規制庁青木です。以上、介護資料の修正についてですけれども、こちらんく曜日中に提出とかっていうのは可能でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:59	明日中ですね。
1:06:00	青田照屋。
1:06:02	はい。資料1だけですね。
1:06:06	原子燃料工業の要でございます。今おっしゃっていただいたのは資料1のパワポの資料かと思えます。はい。明日までに、
1:06:16	修正して、対応したいと考えてございます。以上です。
1:06:20	はい、じゃあ集中までお願いします。もう18時をめぐりに、達する形でお願いします。
1:06:28	資料番号。
1:06:31	原子燃料工業カノメでございます。承知いたしました。
1:06:34	そういうことです。
1:06:36	規制庁内海です。すいません、会合資料についてもう1点ささいなことですけれども、今のいただいている3点ですね資料1等、
1:06:47	あと資料2-1と2の日程、3点ありますけれども、会合資料とあれとしてはですね資料1は市のままでいいんですが、
1:06:57	非常に大量のページにわたってこの資料2-1-2-2はあくまでも参考としてつけていただきたいので、資料名は、これ資料2-1は、参考資料1-1に変えていただいて、
1:07:10	資料2-2は参考資料1-2に変えていただきたいんですけどもいかがでしょうか。
1:07:19	遠藤工業カノメでございます。承知いたしましたそのように、資料名変えさせていただきます、
1:07:25	資料1の中でも対応し、引用してる部分ございますのでそちらについてもあわせて、
1:07:31	もれなく修正したいと思えます。以上です。はい。規制庁内海です。よろしくをお願いします。
1:07:42	以上が介護資料についてになります。
1:07:46	もしよろしければ資料1-1ギイの申請書等についての確認を進めていきたいなと思っております。
1:07:56	申請書についてちょっと確認私の方から確認させていただきますが、
1:08:03	具体的に言うと申請書の32ページ。
1:08:08	あと規制庁ウツミZですね。今まで確認していた事項については、いつも通りですねコメント回答資料みたいな感じで、また、事業者の方でもコメント等をどう受けたかっていうのをどう回答したかっていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:25	履歴を取っといういただきたいんですけども、この後聞くものはですねささいな事実確認の間、確認なので、
1:08:34	特にそういうそのコメント回答とかには起こさなくて結構、いや、この冬は必要ないコメントになりますのでそこら辺のコメントの取り扱いの違いってというのは、よろしくお願いします。
1:08:46	倉本看護師の特性ってのはコメントのさ、
1:08:50	柳瀬天田コメントでも何でもない。
1:08:53	直してくれればいいんだとすると、
1:08:56	規制庁ウツミ申し訳ないす先ほどのコメントのうちですねコメントとして残しといて記録しといていただきたいのは、コメント番号の3と4。
1:09:05	と、
1:09:06	ここ全部全部新しい出してくれてるわけです。
1:09:10	技術課分を申し訳ありません
1:09:16	今まで行った資料公園とも、これから横目でも基本的にコメント回答資料とかが作るの不要でございます申し訳ありませんそれから訂正しますけども、
1:09:26	資料の修正とかですねこれからいう。
1:09:28	いう
1:09:30	笹井の確認事項は、コメント等リストの作成は不要ですので、よろしくお願いします。
1:09:36	するほう消していいのかどうか訊いてみたら、
1:09:42	規制庁アオキです今共有している画面は共有停止してもよろしいでしょうか、確認できてない部分等ありましたら教えていただければ、提示しますので、
1:09:52	原子燃料工業でございます。確認できております大丈夫でございます。はい。
1:09:57	では今日予定します。
1:10:13	では、続けさせていただきます。すいません。
1:10:16	申請書の確認ですね 32 ページの十七条のところ、職免。
1:10:29	本番の保安規定の変更認可申請の中で保安管理組織の変更。
1:10:34	がありますけれども、その変更内容というのはこの十四条にすべからく反映されているという理解でよろしいんですか。ちょっとそこをまず確認させていただきたいんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:47	はい、原子燃料工業フジワラです。組織の変更についてはですね、すべからく反映しているところがございます。はい。ちょっと私の方で確認して気になるところがありましたのでちょっとお伝えさせていただきます。
1:11:04	設計編、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に関する業務に係る業務、
1:11:13	職務ですね。
1:11:14	藤環境安全部長と、設備管理部長に 100 万概観されているんですけども、
1:11:22	設備管理部長の
1:11:28	業務のな職務の中で、ここの部分は読めないのかなあとちょっと思っております。
1:11:40	十七条のところですよ。
1:11:49	変かな。
1:11:50	原子燃料工業の岡田です。
1:11:52	設計想定事情等に係る加工施設の保全に関する措置につきましては、
1:12:00	全体にわたりますので、
1:12:03	17 条のページの最後ですね (18) っていうのがありまして、
1:12:14	申請書で言いますと、新旧対照表の 34 ページ。
1:12:22	はい。
1:12:24	(18) の中に、
1:12:29	各職員を担当する者は各自の職務に基づきの次ですね。
1:12:34	設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、
1:12:39	その他に関する業務を行うと。
1:12:43	そと総合して書いております。
1:12:46	わかりましたここで求めているので、変更内容は明示的には出てこないけれどもここで呼んでいるということです。
1:13:00	だ、研修の高度化です。第 17 条に関しましては明示的には出てきませんけれども、後、後ですね
1:13:10	設計想定事象に係る保全に関する措置を具体的に書いている添付書類、はい。添付 1 とかの内容においては、きちんと部長名が変更になっているということになっております。はい、わかりました。
1:13:26	次、ちょっと確認したいところがまさしくそうなんですけども 100、申請書の 188 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:35	のところで、ちょっと1例なんですけれども、
1:13:47	188ページですね。
1:14:01	はい、こちらの式が資機材の配備のナカノ衛藤15番目のところ、
1:14:08	ですけれども、
1:14:14	アクセスルートを、
1:14:19	を設けるような話に関しては、衛藤設備管理部長の職務かなと思うんですけども、初期消火活動とかは環境安全部長になるのではないかなと思うんですけども、そういうところっていうのはその、
1:14:38	ちゃんと整理されているのかなという、ごめんなさいざっくりですけれども。
1:14:44	これはすべて設備管理部長の業務として整理がされている。
1:14:51	原子燃料工業の後ですこの15番の、
1:14:56	記載ですね。はい。主、
1:14:59	趣旨としてここに書いてる
1:15:02	アクセス、
1:15:05	葛西下に近づくことができるアクセスルートとすることによりのところがメインですね、上の14番と同様にアクセスルートを確保するというこの観点で、
1:15:16	主語を明確にしたので設備管理部長ということにしております。
1:15:26	では初期消火に係る主語はここには明示はされてないけどもあくまでここアクセスルートにかかるところを、
1:15:34	記載した内容であるという。
1:15:37	ことなんで、
1:15:39	原子燃料工業の小掠です。実際初期消火活動するとかさせる。
1:15:45	檀におきましては、ソフト、
1:15:49	対応の方に移りますので手順書の整備というところで、衛藤。
1:15:55	同じ188ページの、
1:15:58	下の手順書整備の最初ですね。
1:16:01	一番のあたり。
1:16:05	教諭。
1:16:20	上、
1:16:22	あそこ。
1:16:23	どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:25	申し訳ございません。それで必要な体制とかですね、そういった計画を立てるのは、環境安全部長ということに整理しています。
1:16:38	わかりました。
1:16:40	その点は他のところで整理されているという理解なんです。初期消火に係る対応の、
1:16:49	その担当部長の名前とかはどこかで整理されている。
1:16:53	ことない。
1:17:05	少々お待ちください。電力でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
1:17:10	もちろん。
1:17:22	これだけ。
1:17:45	原子燃料工業の岡安今、確認いたします。次の
1:17:52	確認の方お願いしてよろしいでしょうか。
1:17:55	はい。同じ関連で、確認なんですけどこちらの 31 ページ。
1:18:00	あれになりましてですけど、
1:18:03	金、
1:18:04	あ、はい。
1:18:06	衛藤委員 15 番の記載については、
1:18:13	この文章だけ見ると、設備管理部長が消火器を使用した消火活動を行うっていうふうな記載になってるんで、誤認するしないですかっていうことを含めてですね。
1:18:27	実際に作業する人も含めてこの記載で本当に合ってるのかどうかっていうのを確認してください。
1:18:33	減免高がですね。
1:18:36	これ我々の方は誤認してるので、これを読んだときに、
1:18:43	原子燃料工業の岡です。はい。誤認する記載になっておりますので、この記載の方今の方が間違いないような、
1:18:54	記載になるよう、検討いたします。
1:19:00	お願いします。
1:19:04	では確認続けさせていただきます。
1:19:08	31 ページの十七条の職務のところの (4) になるんですけども、
1:19:17	放射性廃棄物の保管管理と保管放射性廃棄物の処理作業物受入仕様の適合確認。
1:19:27	について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:30	燃料製造部長の職務に移管されていると思うんですけども、
1:19:38	この設備の設計工事。
1:19:40	巡視点検その他の施設管理に係る業務は、
1:19:47	どの部長が行うのかというのがちょっと確認できないんですけども、
1:19:55	そこを教えてくださいませんか。
1:20:07	原子燃料工業でございます。
1:20:11	今言われたところの趣旨っていうのは、もともと環境安全部長が行う、 として行ったところから燃料製造部長に移管されてるんですけども、
1:20:22	環境安全部長が行うとしてたときにはですね、その当該設備に係る設 計工事遵守点検その他施設管理に係る業務も含めた記載になってたんで すけれども、
1:20:34	今回燃料製造部長に変わった時にその部分を、あえてこう除かれてるん ですね、文章入れ込んだところろの誤りなのか。
1:20:45	実態がどうなのかっていうところで確認しているものです。
1:20:56	お願いします。
1:21:01	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
1:21:24	原子燃料工業の方です。実際に、
1:21:29	はですね野瀬環境安全部長から製造部長に移ることによって設備の方も 移管されますので、それに伴って、それに係る設計、工事を行いますの で、
1:21:41	そのまま是正廃棄物の保管管理等につきましても、製造部長の方に、
1:21:47	設計を行うということになります。そう。
1:21:51	なりますのでここ
1:21:53	機材の順序が、そういうふうに読めるような、
1:22:01	に検討いたします。
1:22:05	よろしく申し上げます。
1:22:07	網記載の順序を変えるだけで読めるようになるんです。
1:22:14	原子燃料工業オカダです。そのあたりも含めて
1:22:18	記載を適正化いたしたいと思います。はい、わかりました。じゃあ、
1:22:22	私からの確認は以上になりますけれども、この部分に関してはですね。 江藤。
1:22:27	規制庁側から重ねて確認等ございます。
1:22:37	なければ続けて確認をお願いします。
1:22:41	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:44	はい。今、それぞれ確認したことを踏まえて、
1:22:51	保安全管理組織の変更に関してどういう説明をしろとかっていうところろ うは言わないんですか。
1:23:00	そういうコメントはない。
1:23:02	要するに、保安全管理図、職務の変更を、
1:23:08	が、どのように確認され、行われるのかっていうのが、我々にわかりや すい対比表か何かで、
1:23:18	てというような話をしてなかった。
1:23:23	す。
1:23:24	まず説明を受けてということで思っていてそこまでとは思っていません たんですけども、
1:23:30	了解ですんならいいです、ありません。
1:23:41	規制庁のスズキです。
1:23:44	私の方から 1 点確認させていただきたいんですが、
1:23:49	新旧対照表の、
1:23:54	45 ページの
1:23:57	第 33 条の臨界安全管理に、
1:24:00	かかるところなんですけども、
1:24:05	今回保安全管理組織の変更が、
1:24:09	行われまして、
1:24:13	変更が多くなるじゃん、業務管理部長の職務は主に物品及び、
1:24:19	役務の調達管理、
1:24:22	関する。
1:24:23	業務の指揮監督であると思ってるんですけども、
1:24:28	当業務安全部長の職務
1:24:33	臨界安全管理。
1:24:35	搬送業務、がん関係あるんでしょうかの関係でしょうかっていうのをま ずお聞きしたいんですけども。
1:24:52	原子燃料工業の方です。リンカーン安全管理の第 33 条の冒頭ですね各 部長はとなっておりますけれども、
1:25:02	業務管理部長は、加工設備ですね、を所管しておりませんので、ここ には業務管理部長は臨界安全管理官。
1:25:12	ようすることはございません。
1:25:16	規制庁の鈴木です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:19	ということは
1:25:21	御社の方で各条文で他、各部署っていう記載してる時は
1:25:28	業務管理部長をはじめ全部、
1:25:31	5、五つの分調査してるっていう理解でよろしいですよということですよ。ここは達するっていう理解でよろしいですよ。
1:25:41	ということです。
1:25:54	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
1:26:04	原子燃料工業の頃です。
1:26:07	困っとる。
1:26:09	事業所の保安規定につきましては従前
1:26:14	各部長という表現におきましては、
1:26:19	一つの部長ではなく、複数の部長に渡る場合には、そのような表現しておりまして、そこに衛藤業務管理部長は含まれる含まれないというのは、
1:26:30	実際の作業の方で、
1:26:35	状況ですね、の方で
1:26:39	に応じて変わってきます。
1:26:46	規制庁の鈴木です。
1:26:47	当該部長とかだったらわかると思うんです各部長っていうと
1:26:52	五つの部長を指すように読み取れないかと思しますので、
1:26:59	必要に応じて全体的に今、
1:27:04	先ほどアオキとかの説明もありました質問とかもありましたけども
1:27:08	職務とかが
1:27:11	わかるように
1:27:12	手法と、その文章が合ってるかどうかっていうのを今一度、
1:27:18	誤認が起きないかどうかっていうのを今一度確認し、
1:27:21	していただけないでしょうか。
1:27:26	原子燃料工業のことです。はい。
1:27:30	誤認等起こらないように、
1:27:35	きちんと主語が対応してるかどうかを確認いたします。
1:27:40	はい。よろしく申し上げます。
1:27:42	私からは以上です。
1:27:52	規制庁澤ですけれども。
1:27:56	へえ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:57	藤。
1:28:00	ちょっと待ってください。
1:28:09	参考資料の、
1:28:11	2-0 一井の 18 ページ。
1:28:15	依頼いただきます。
1:28:18	出荷。
1:28:24	うん。
1:28:25	で、
1:28:27	内、
1:28:31	これもあれですねちょっとあのさ、先ほど言った、
1:28:36	あれ関連なので、ここの項もですね、許可に記載されてる内容から保安規定下部規定というふうに思ったときにですね。
1:28:48	読めないよねっていうようなところで、読めないのはもしかしたらその下部規定の方で、
1:28:55	のところに、
1:28:57	さらに下部のその手順だとか何かで書かれてるのかなとは思ったんですけども、ちょっとそれと類似なので、水平展開で確認されるときに、
1:29:07	あわせて確認してくださいっていうことで、ちょっと次の方に行きますけれども、
1:29:13	申請書の、
1:29:15	191 ページ。
1:29:19	申請書のページの 191 ページです。
1:29:26	開けてますかね外部火災のところなんですけども、これって許可設工認で、設工認は許可を踏まえてですけど、
1:29:39	危険物の取扱運搬車両についての
1:29:45	運搬ルートの規制っていうのをしたと思うんですけども、それっていうのは、どこで規定されてるんですかっていうところが、
1:29:56	申請書上読めなくて、
1:29:58	参考資料書上も読めませんでしたっていうことです。
1:30:04	ちょっと確認していただいてですね。
1:30:07	抜けてるんであれば必要じゃないかと思う。
1:30:12	でますっていうところです。で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:15	MNFなんかですと、今言った191ページの該当するところの、後のその2ですね。ぷーのような形でその図をつけてですね、入れたりしてますけれども、
1:30:30	先行事例でいくとですね。
1:30:33	衛藤啓太
1:30:36	の方はどういう状況になってるんでしょうか。
1:30:56	原子ね。
1:30:58	うん。
1:31:07	現状その運搬ルートの制限が明示的にですね図の方には、本規定の方、載せてはいない状態です。
1:31:17	で、この運搬ルートの制限等についてはですね、設工認の
1:31:25	方では
1:31:28	図面ですね、図示しておりますので、そのあたり、
1:31:32	等も踏まえまして、保安規定の方、下部規定の方で明示するように、
1:31:39	検討いたします。
1:31:45	規制庁小澤です。わかりました現状抜けているということで理解しましたので、検討いただければと思いますよろしくお願いします。
1:32:08	次、
1:32:10	はい。規制庁内海です。
1:32:13	私から、とりあえず今日程ほどあるんですけども、まずちょっと言っていない、先ほどスズキとオカダさんの会話だったの加来部長の件なんですけど、ちょっと何か修正を考えるみたいなの。
1:32:25	議論があったような気がしたんですが一応念のため申し上げますと現段階で我々別に修正を求めているわけではなくてですね、先ほど岡田さんの説明にもありましたけども保安規定高久部長として、下の方で分けてるということであればですね、
1:32:39	参考資料の方でそういうふうな、保安規定の下でしっかりと仕分けできてるってことをまず示していただけるっていうのが事実だと思うので、また参考資料の方でしっかりと各部長っていうのが、は、仕分けできてるっていうのを示していただければと思ってますけども。
1:32:54	徳本に大もと点大丈夫でしょうか。
1:32:59	原子燃料工業の岡です。はい。
1:33:04	きちんとですね、市、下部の方で仕分けられていることをまず示して、
1:33:11	どの部長が対応してるかということがわかるようにいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:16	規制庁示すよろしくお願ひします。
1:33:19	規制庁中野です。
1:33:22	今の同じ話なんですけどね。今日は事実確認のまだ段階なので、まずはきちんと事実を確認していただいた上で、これが資料にまとまったら、ここは本当に補正が要らないのっていう議論はまたこの次のステップになりましてその時点でちゃんとコメント出しますので、
1:33:37	現時点はまず現状説明ということで、ご理解ください。
1:33:44	原子燃料工業お答え数承知いたしました。
1:33:48	規制庁内海です。すいません続けて私から1点だけ確認しますけども、申請書の66ページの第62条の6。
1:33:59	なんですけどPDFでも71条。
1:34:02	ここで今回新たに新岡先生がされたところで、労働安全衛生法等関係法令を考慮してたんですけども、
1:34:10	これ皆さんから提出を受けてる3資料の2-2とかを見るとですね、工認上はこれ労働安全衛生法に基づきとありまして、若干
1:34:21	施行人での記載等は安定負債でレベル感が基づきと考慮してると若干違うかなと思ってるんですけども、
1:34:28	被災の整合というところの点では、隈元リーダーはどういうふうな考えで、基づきを考慮してしてるんでしょうか。
1:34:43	原子燃料工業バランス、こちらの
1:34:48	申請者の66ページに追記した。
1:34:52	表現はですね先行他社事例を参考にいたしておったというところもありますけれども内容としては基本的には、
1:35:02	関係法令には基づくものなので、その通りに、計画さ、工事の計画の方に盛り込むということは、
1:35:10	Aという対応をするということで考えています。
1:35:15	規制庁ウツミさん
1:35:17	結果的にはちゃんと基づいてる、了解。わかりました。
1:35:25	はい。はい。
1:35:27	青木さんはございます。
1:35:31	はい。
1:35:33	続きまして申請書の73ページ。
1:35:38	の、
1:35:39	新設された65条の3。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:44	について確認なんですけれども、
1:35:50	徳田して審議にこの規定してる。
1:35:55	理由というのは何かあるのかなというのを確認したくてですね、藤さん 所改正のと聞い2 施設管理に係る規定を追加したことに伴って、
1:36:04	保全計画の中で、
1:36:07	読み取られるようなものに関しては、
1:36:11	徳田氏で規定しないことというふうに、
1:36:14	整理したと記憶しているんですけども。
1:36:18	この辺の説明をお願いいたします。
1:36:30	原子燃料工業の方です。こちらの
1:36:35	65 条の 3 に、徳田市で挙げましたコウハン申請の施設への措置というも のはですね、
1:36:44	内容としては、
1:36:45	施設管理の、
1:36:47	一貫保全の中で行うことではありますけれども、この後半申請の加工施 設というものはですね事業許可の方で工事計画の変更、
1:36:59	を行った際に
1:37:03	定義、
1:37:04	した施設に対して、それでさらにですね
1:37:08	対応を、設工認第 5 次設工認の中で、こういった措置を講じると、いう ことを明確にしておりました都合上ですね、こちらの保安規定の方 にも、
1:37:20	明確にするべきと考えた上での徳田氏にしました。
1:37:29	わかりました。
1:37:30	ちなみにこの 1 項のところは、徳田しているんですけども、結局は 62 条の 6 同 65 条の 3 の新設のところ で新しく規定するわけではなくて、
1:37:43	全室の規定を読み込んでいる形になっているのかなとも思いますので、 ちょっと、
1:37:52	整理が必要なのかなと思っています。また別表 4 の方なんですけれど も、列挙じゃないですね、失礼しました。添付の 4 なんですけれども、
1:38:02	213 ページです。
1:38:23	申請書の通し番号で 213 ページの P D F ページだとちょっと違うかもし れません。
1:38:30	いえ、5 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:33	そうですこちらですね、こちらが添付4の始まりだと思うんですけども、
1:38:38	こちらも、
1:38:40	同じく徳田市している理由をちょっと気になるところではあるんですけども、設備名を網羅
1:38:48	する必要性というのがちょっと
1:38:51	確認したいのと、
1:38:59	2ポツ、すいません衛藤215ページのところで、
1:39:05	製販申請と公判申請の、
1:39:07	影響。
1:39:09	というのが整理されてると思うんですけども、これも、
1:39:15	保安規定上定めなければいけないことなのかっていうのちょっと気になるなと思っているんですけども、ここで定めた理由を、ちょっと今一度添付4についても教えていただいてもいいですか。
1:39:30	原子燃料工業の岡です。こちらの添付4をですね、
1:39:35	65条の3、
1:39:37	2a。
1:39:41	かかるその、
1:39:43	保全計画を、
1:39:45	立てる際にですね、こういった内容を、
1:39:49	きちんと定めるべきかということ、
1:39:53	その65条の3本分。
1:39:56	に、
1:39:58	添付するような形で、引っ張ってます。その保全、
1:40:04	その後半申請の施設の対象が一体何なのかということと、それに対する措置ですね、そういったことを、両第5次設工認の中で、施設名施設と、
1:40:17	それに対する措置ですね、明確にしておりますので、その設工認を踏まえた形で保安規定にも明確にするということで、
1:40:29	このような構成にしました。
1:40:34	実態は理解いたしました。
1:40:40	保安、
1:40:42	いえ、
1:40:43	この部分に関して私は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:46	とりあえず理解しました。
1:40:48	他に、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:40:54	オザワですけれども、
1:40:57	岡田さんが説明された内容を、別に否定するわけじゃないですし、記載するしてる古藤に対してどうこうということではないですけれども、
1:41:10	三条改正時に、と記載されて、
1:41:14	三条改正時の内容をですね、今一度御社の考えに従って、どうだったかっていうのを踏まえて、検討いただければ、
1:41:24	いいなとは思いますが、今までですね、3条改正時についても、その設工認だとかでお約束した、その使用前確認が終了するまでの間施設管理の事項だとかを徳田市で記載していましたけれども、
1:41:39	その時の解釈としては、その施設管理の保全計画の中で読み取れるものについては、もう記載しないでもいい、いいですよっていうことでですね特段しなかったっていう、
1:41:52	ことを踏まえてですね、それでも頭出しする必要があるっていうことであれば、もう一度その時に何ですか、考えを伺った上で、
1:42:03	確認させていただきたいと思えますけれども、従前議論した内容を踏まえて、今一度、どうすべきなのかっていうのを考えていただければと思います。よろしくお願いします。
1:42:17	原子燃料工業の岡です。はい。三条改正の際の、
1:42:23	整理ですね。そういったものをもう一度踏まえて、この辺りの方を整理いたしたいと思えます。
1:42:34	はい。検討いただければと思います。
1:42:37	今、規制庁側でほぼ、
1:42:40	他に確認したいことございますでしょうか。
1:42:46	ないようであれば、次からさせていただきます。
1:42:54	規制庁内海です。私からいくつか聞こうと思うんですけども、まず申請書の105ページ以降PDFで110ページぐらいですけども、
1:43:07	このページから書いて別表4は始まりますけども、この別表4の右端の運用管理方法という欄について、
1:43:16	記載の考え方、具体的にどういうものを記載スルーことにしているのかってことをちょっとお伺いしたいんですけども。
1:43:25	遠くまでお願いします。
1:43:35	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:13	原子燃料工業の岡田です。別表 4 その委員会に、
1:44:19	かかる制限のところでの運転管理方法の、
1:44:23	欄の位置付けですけれども、こちらにつきましては
1:44:29	伊奈安全管理の本部の第 33 条にも、
1:44:32	あります通り、この設備として、
1:44:37	その日、
1:44:38	人手が介するところ
1:44:41	管理が必要なところを、
1:44:44	記載していくと。
1:44:47	いう。
1:44:47	方に従前から、この表を整理していました。
1:44:52	で、今回、その整理に当たって、従前ではですね一部その臨界安全管理にかかわらないような、運転管理の方法についても、
1:45:03	入っていたものがありましたけれどもその辺を整理いたしております。
1:45:11	規制庁説明するか、ちょっと確認するところは、人が管理するものを下攪乱であるっていうことでよろしい。一つは、
1:45:22	機械が勝手になって人が作業のうち、フォローしなければいけない事項を基本的に記載する。
1:45:30	原子燃料工業の方です。
1:45:32	はい。
1:45:36	基本 1 人手が介するところを、に何か記載を、
1:45:40	するというようにしておりますで、その運転管理方法の記載がバーになっているところは、
1:45:46	設備がありますけれどもそこにつきましては、火、
1:45:51	人手が不要な、例えば
1:45:55	厚さ制限でペレット自動搬送してるようなところですか燃料棒中を搬送してるようなところ、そういったところは、
1:46:03	運転管理方法はないと、いうふうな数、使い分けをしております。
1:46:13	寄生虫線量階層がありました。
1:46:17	つまり規制庁積み続けさせていただきますけども、
1:46:21	続いて 1 個前のページの 104 ページなんですけど、
1:46:26	ここは別表第 3 の (5) のところ、
1:46:34	1-3 貯蔵棟のガンマ線エリアモニター品付っておりますけど、これ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:41	申請書上他の設備後半設備だと思いますが、高圧で見ると、ファーストでやることは、米印で記載、注記してるような感じが見られるんですが、ここは特に、
1:46:53	注記が見られないんですけど、これは不要だっていう整理でよろしいんでしょうか。
1:47:17	原子燃料工業のことです。
1:47:20	この1ページ104の(5)の、
1:47:24	岡村さんエリアモニターの検出器等ですね工事設備入っておりますけれども、こちらの方の監視設備なので、維持はする。
1:47:34	運転をするということで、動いてるということになっておりますので、
1:47:42	後半施設設備ですけれども、生きているということで
1:47:47	当間守ちょっとちゅ表現が、
1:47:52	ここの施設別というのがないですけれどもその辺りも、先ほどの業務を踏まえまして、整理いたしたいと思えます。
1:48:00	規制庁先生四日市さんの了解がありました。
1:48:04	続けますけれども、申請書の136ページなんですが、
1:48:12	これ単なる誤記だと思うんですけど、
1:48:18	真ん中ですね、保管容器姿のところの欄の各適正援助の欄にですね
1:48:26	高さの整理んところに延坪島化させまして、
1:48:31	おそらく以下とかそういう文章が入るんじゃないかと思うんですけど、これはあの動きというのでよろしいですか。
1:48:45	原子燃料工業でございます。
1:48:47	と、
1:48:48	大変恐縮ですが今内海様にご指摘いただいた箇所は、130。
1:48:54	6ページ、136、6、
1:48:58	136の保管容器いう形です。
1:49:02	右田さん、次のそのページの下から2行目の方の、右端の各適正縦覧の高さのところ、
1:49:16	はい。
1:49:18	えっとですね今映し出していただいているファイル等、我々がもらってるファイルが違うんですか何か。
1:49:27	我々が規制庁でもらってるファイルですね高さの、
1:49:32	何とかセンチの後は、．．． だけ。違うっていう、
1:49:38	だから、何か表示がおかしい、何か。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:44	内野として、
1:49:45	ちょっと内々の見える状況を映しますのでちょっと少々お待ちください。
1:49:51	承知いたしました。
1:50:50	少々お待ちください。
1:51:00	あ、規制庁ウツミ衛藤画面共有さしていただいたんですけど見えてますでしょうか。名取。
1:51:11	又吉電工でございます。はい。確認できております。我々ちょっともらってるものが来…なってましてどこで何か、本当がここだけおかしいのでしてPDFの、
1:51:25	なんで。
1:51:26	どうする。
1:51:28	上がる。もうPDFは、
1:51:32	どうするんだよ。社長の設定とか、
1:51:34	PDF作成するときの設定。
1:51:39	間に、
1:51:41	田宮篠原岩波。
1:51:43	今成案だよ。編み出しだから、それはもうしょうがないっていうのはもう絶対迫ってないだよ。違うけど、確認したい。
1:51:52	いやいや、抜粋。
1:51:55	規制庁ですちょっとここはおそらく我々等、庁内の何かシステムの問題の可能性が高いのでちょっとすいませんコメント特に。
1:52:06	しないで、必要に応じて
1:52:09	ちょっと修正なり何なりを求めようと思うんでちょっとここは忘れてください。ちょっと我々今こういう状況なんですよっていうだけ知っと思っていただければいいので、特にコメントはしないでおこうと思います。
1:52:20	内海さん。はい、小澤ですけども、申請時にいただいた資料を、
1:52:30	よりあれだよ。いただいたやつを、僕の確認しても…になってるよ。
1:52:39	それは紙でいいですか。
1:52:41	神谷。紙でいただいたやつをくれたんだよ。青木さん私に。はい。いや、もらった。
1:52:51	そっか。
1:52:53	それちょっと本庁側でちょっと紙でもらった製本の方をちょっと確認したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:00	はい。はい確認してください。
1:53:03	阿部規制庁というもしあのえっとですね、製本が一応申請書としては制なので、もしちょっと今確認中ですけども、紙でもらって薄い方の…の場合はちょっと相当そこだけ。
1:53:15	あそこ、修正が今後必要ですということですけども、ちょっとおそらくその以下の部分だけ、本当は違うので、
1:53:24	ちょっと熊取側でもですねP D F 作成時にちょっとそこが、文字が本当に、
1:53:30	本当とか大丈夫かどうかはちょっと、今一度また確認をお願いいたします。
1:53:37	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
1:53:42	規制庁の鈴木ですけど。
1:53:44	念のためですけど1 ページ前の135 ページの下の方にも同じ文字化けがありますので、
1:53:52	3ヶ所かなと思います。
1:54:05	岡山さん。
1:54:08	今般認め、
1:54:19	いいか。
1:54:21	本庁側ですけど今申請書江藤原本紙を確認しましたが、こちらはちゃんと以下になって読めます。
1:54:32	なので新星堂、庄野紙としては問題ないんですけど、現場としてちょっとフォントが変になってるんで、
1:54:39	次回補正があればですねそんな時にちょっと気をつけて提出いただければと。
1:54:45	よろしくお願いします。
1:54:49	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
1:54:55	重ねた確認してもよろしいですか。
1:54:59	お願いします。印刷の仕方っていうのはどういう感じになって、そのほ。
1:55:06	申請書を電子媒体で作ってそれを印刷したものが申請書になっていて我々に送ってもらったの、また別に作っているものっていうことになるんです。
1:55:22	彼らはパソコンに入っちゃってちょっとずれるから、我々原子燃料工業ウツミでございます。提出している申請書ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:32	パソコン上で作成した電子ファイル、PDFファイルを作成いたしましたして、
1:55:38	申請書の製本は、作成したPDFファイルを印刷いたしましたして、規制庁へ提出する書類としております。また、
1:55:47	電子媒体として送付させているPDFファイルは、この印刷に用いたPDFファイルを規制庁へ送付させていただいているところです。以上です。ありがとうございます。
1:55:58	それでいいだろう。
1:56:03	規制庁詰め数、
1:56:06	とりあえず今の点は次回補正時に、本当の文字化けがないように確認してもらおうと思いますが、その点は、規制庁側から特に何か向こうで確認できないんじゃない、再現できないじゃん。
1:56:17	趣がね。
1:56:19	どうすりゃいいの。僕も困っちゃうよね。多分、
1:56:23	本当と確認してもらって、特に何もないのであれば、注いだその部分だけなので、そこだけ、あそこだけポイントが違ってないじゃん見てもらえばいい。
1:56:33	ということなのかなと思うんで大丈夫ですかね。
1:56:38	今、承知いたしました。原子燃料工業でございます承知いたしました申請書のPDFファイルと、PDF化する前のファイルを確認いたしましたして、
1:56:51	今後はそのような文字化けが起きないようにさせていただきたいと思います。以上です。
1:56:58	院長、すいませんよろしく申し上げます。
1:57:01	いや、ちょっと続けさせていただきますけども、次の日、申請書No 158 ページなんですけど、
1:57:14	ここのですね、注書きの3というのが真ん中のちょっと下辺りにあるんですけども、
1:57:21	今回の変更の回収箇所ではないんですけど、
1:57:26	ここに記載されてる研磨くず回収装置の容量が、ここに記載されている数値上記載されてますけど、
1:57:34	これは施工人の方の代案施工人の方、
1:57:39	同じく

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:44	の検索装置のですね仕様表を見ると、名前の研磨くず回収装置がですね、
1:57:51	内容量約
1:57:55	幾つところ大体半分ぐらいの容量が書いてあってですね。
1:57:59	ちょっといい、いいのかわかんない今あれですけど、ちょっと大分施行人の同じ設備の容量等、ここに書いてある容量が違うようなんですけども、
1:58:09	確認したらここの容量の記載って正しいですよっていう、ずっと確認をしたいんですけど。
1:58:16	P D F 160 万。
1:58:30	南波。
1:58:33	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:58:39	自分で何、
1:58:49	もう運用をされるっていう印象。
1:58:55	まとめた表が出てくれば、
1:58:58	これは、
1:59:02	ちょっと、
1:59:03	向こうで言えば、
1:59:07	今、
1:59:18	お待たせしております原子燃料工業でございます。ちょっとこの件、確認させていただいて、また連絡させ、
1:59:26	実際どのようになってきたかご報告させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。それでは、先にちょっと進めたいと思います。
1:59:34	次ですけど、申請者の、
1:59:39	172 ページなんですけど、
1:59:43	この 172 ページにですね、受注額が幾つかあるんですけど、
1:59:49	そこの 29 番、一番下のやつで、
1:59:53	運搬設備でフォークリフトとバレーとパレットトラックって二つ書いてあるんですけど、
1:59:58	これ今日パトカーの 91 ページなんか見ると運搬設備として、
2:00:06	ドラム、
2:00:07	ドラムポーターみたいのがあるんですけど、今回それわあ、
2:00:12	含まれてないっていう整理でよろしいんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:22	原子燃料工業の方です。
2:00:27	藤。
2:00:28	1 ページ戻っていただきまして 171 ページの、
2:00:34	注の 12 番ですね。
2:00:37	はい。
2:00:38	そちらの粉末ペレット貯蔵気合い型を運搬するときはそのドラムポーターが、
2:00:45	は、
2:00:47	を用いて行いますのでそちらの方だけに書いております。
2:00:54	規制庁、城バイスわかりました。
2:01:07	あ、規制庁じゃ続けますけども、
2:01:10	これはさっき聞いたのと同じなんですけど申請書 106 ページなんですけども、
2:01:21	106 ページの、
2:01:23	グループページ見るとですね別表用務が二つに評価されて、
2:01:28	ここに記載されてるような
2:01:31	後半設備である市野さん所蔵容器捕獲、
2:01:37	のところなんですけど、
2:01:39	保管容器広さと、あと保管容器の段数が、許可の記載と違うんですけども、
2:01:47	それはあれですかね許可の記載は、工事後のもので、
2:01:52	現状は、工事前のものを記載するから許可の記載と違うというところなんですしょう。
2:02:11	排除原子燃料工業のことです。
2:02:13	オカダです。
2:02:15	こちらの設備につきましては許可の段階では臨界安全評価の上ではですね、段数がまず三田まで詰めると。
2:02:26	というようなことになっておりましたけれども実際に設工認する段階においても単身補強耐震設計をすることになりましてその段階でですね、
2:02:37	1 段までしか進めないということで、このような、
2:02:42	段数とか保管広さに、
2:02:49	あとソース、
2:02:51	耐震と設備の構造によって、2、設工認を受けて、保安規定に従前から含め、こういう記載にしておるといへ経緯であります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:05	技術オカダの広さと断層については施工人を踏まえて、コーナン
2:03:10	で言うと、
2:03:14	あれ施行委員で市野さんっていうのはあそこへ行って、青業界わかりました。
2:03:28	規制序次数値まで続けますけども、
2:03:32	申請者はですね、ちょっと今度はまたちょっと戻っちゃうんですが、
2:03:41	3 ページ名の本当に一番最初の部分なんですけど、
2:03:50	ここの3 ページ目のですね、
2:03:52	3 ページ目っていうのは野瀬工認の申請書の3 ページ目なのでPDFで4 ページですけど、
2:03:59	業務管理部長から業務を環境安全部長にすることが3 行目辺りが書いて、
2:04:06	5 行目にも業務管理部長から環境安全部長の職に変更するもの。
2:04:15	ていうのを同じようなことを記載してはいるんですけど、ここってそれぞれ記載を分けてるっていうのは、
2:04:21	内容的に、
2:04:23	違うから、何か違うものがあるからっていう整理で、記載を分けられるか。
2:04:42	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
2:05:06	原子燃料工業、ウツミでございます。
2:05:09	今内海様からいただいたご質問の記載箇所ですけれども、
2:05:15	申請書の後、
2:05:18	3 ページ、(2) の、
2:05:22	2 段落名。
2:05:24	でよろしかったでしょうか。大変恐縮ですが、
2:05:27	はい。段目、3 番目は、2 段目あたりから始まって3 番目で、
2:05:33	業務管理部長の職務のうち云々かんぬんを、5 行目の方まで書いて環境安全部長に関する挨拶に、
2:05:42	またその下でも、
2:05:44	業務班。
2:05:48	李部長から環境安全部長に、職務ずつものっていうのはそれぞれ、
2:05:56	記載されてると思いますけども、
2:06:00	一段落目のその他まで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:03	総合的っていうか同じように環境安全部長に関して両側業務管理部長から環境安全部長に移管してるっていう。
2:06:11	その対象の対象者も同じだけど、記載をそれぞれ分けてる理由って何かありますかかっていう。
2:06:41	原子燃料工業でございます。大変申し訳ございません少々お待ちください。
2:06:58	原子燃料工業の方です。
2:07:01	こちらの方ですね
2:07:04	ちゅ、十七条の職務の
2:07:08	記載の、
2:07:09	構成。
2:07:11	について、
2:07:12	前半の教育訓練ですとかそういう管理面ですね、そういった辺りのことがまず書いてあって、
2:07:24	その次にですねそ
2:07:27	緊急時、事業所防災組織が立ち上がってからの、
2:07:32	ための準備のことは野辺。
2:07:36	別。
2:07:37	立てて書いておりましたので、ここもまた繋ぎまして
2:07:43	業務管理部長から環境安全部長へ。
2:07:46	変わるということは同じなんですけれども、記載をまた書きでつなぎ、
2:07:52	対応が置かれるようにしました。
2:07:57	鎮目さんの了解前半は管理面で、大浜緊急の話で分けているという考え。了解です。わかりました。
2:08:06	すいません規制庁詰め続きますけども、
2:08:10	申請書の 30、
2:08:14	ごめんなさいこれ飯田さん 12 ページの第 17 条。
2:08:21	3 ポツの (5) なんですけども、
2:08:28	ここで
2:08:31	もし記載表示の問題かもしれませんが、
2:08:34	下線引いてある部分で、
2:08:37	何とか設備の管理っていうところとあと、救護消火係がちょっと一番一重性になってる部分があるんですけど、ここって、何で 1 重点ここだけなんで一律になるかって何か理由はあるんでしょう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:09	原子燃料工業下です。この（5）の所、職務に関しましてはすべて
2:09:17	二重線。
2:09:19	なっておりますしてちょっと各科、何つうかなの。
2:09:27	全部保安全管理組織の変更ということで、
2:09:31	シリーズ変更内容は、私も表示の問題ですので申し訳ないけどちょっと 理事お願いします。申し訳ない。
2:09:41	はい。ちょっと今の話ということで、続けさしていただきますけど、当 申請者 184 ページの方なんですけどこれ別表第別表 21 というやつですけ ども、
2:09:56	この 184 ページですけども、
2:10:05	この記載は表の中ですすね。
2:10:08	事業所外放送設備っていうのが、
2:10:14	表の真ん中辺りにあるんですが、
2:10:19	今回
2:10:21	事務等、
2:10:22	というのが追加されてるんですけど。
2:10:27	これ許可の 7-2、7-2 号、7-27 というところを見るとですすね、この 設備にこの事務棟っていうのはないんですが、
2:10:37	これは
2:10:39	施工人と言うところの所内通信連絡設備なんかを含めてるから自分等が 入ってるっていう、1 回なんでしょうか。
2:10:47	いかがでしょうか。
2:10:50	原子燃料工業の岡田です。こちらのページ 184 の別表 21 の非常通信。
2:10:57	機器のところ今回下線を引いているところはですすね、許可を踏まえた 上で、踏まえて設工認の中で、
2:11:11	実際の設計してですすねそれを
2:11:14	内容を踏まえたものに、
2:11:18	合わしてるということにしております。
2:11:22	規制庁、梅津涼花です。そこら辺はまた施工人のその代表が、
2:11:27	変わればわかると思いますので、そこら辺の記載は、よろしくお願ひし ます。
2:11:38	規制庁内海ですけども、続きますけど 100 次のページの 185 ページの方 なんですけど、
2:11:48	ここの中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:52	別表 2 社携帯用照明、下の方のその他機材の照明器具、照明部類の下側、
2:12:02	ですけど、
2:12:05	これも同じで保管管理場所に記載されてるものが許可の 7-28 の記載でないもんですけど、
2:12:12	これもう、
2:12:13	施工の反映ということの理解でよろしいです。
2:12:27	もうええんか。
2:12:30	原子燃料工業の岡田です。はい。こちらの方も、設工認を踏まえた、
2:12:35	反映ということで、
2:12:37	整理しています。
2:12:39	規制庁能勢です。そうしますと施工認上例えばその可搬型照明とかの場合だと、
2:12:46	部品検査設備等なんていうのあったと思いますけど、
2:12:50	この敷地内、今書いてるのは、
2:12:54	これは施工にでも敷地内で書いてたからなのかそれとも部品検査設備と敷地内って言うてるのか、そこら辺っていうのはわかりますかわからないです。
2:13:05	整理しています。
2:13:12	規制庁がですちょっと今、岡田さんがしゃべられたかもしれないけどが飛んでいくように、もししゃべられていたらもう一度お願いします。
2:13:24	池戸。
2:13:28	原子燃料の合計の方です聞こえておりますでしょうか。大丈夫です。おいでます。
2:13:36	はい。土岐、こちらの方は設工認を踏まえた、
2:13:41	反映ということですよ。
2:13:57	原子燃料工業の方です。床チラーの今回
2:14:02	変更してるところはですね、
2:14:04	すべて設工認を踏まえた対応ということにしております。で、この
2:14:12	敷地内、
2:14:15	という表現はですね従前から許可の方で使ってた表現を、
2:14:21	周りとも合わせるということもありましたので使っておりますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:26	それ、それ以外ですね地元とか保安等については明確に、許可の方でも書いてましてそれを做って、敷地内に記載をしておりますけれども、
2:14:37	瀬、設工認を踏まえるというご等の観点からこのあたり、もう一度、記載の方は、
2:14:44	検討したいと思います。
2:14:49	規制庁先生岡安、いずれにしる参考資料のイメージを買って1-2になると思いますけどそちらではまずは、
2:14:57	許可なり施工に立った施工に拡大させていただいて
2:15:03	説明があればいいと思うんで、に記載の見直しは定期事業者の方でやっていただければと思うけどまず我々に対しての説明の書類ということ
2:15:11	を、
2:15:11	確認いただければと。
2:15:15	原子燃料工業のこれ、減衰効果オカダです。はい。まず3、参考資料の方で、許可、設工認、本規定、対比できるように整理いたします。
2:15:30	規制庁先生を紹介します。つまりですkちょっとまだ掴み切れてますけども、申請書164ページ。
2:15:39	ですね。
2:15:41	64ページ、ここに別表10というのがあって線量当量等の測定方法というのがあります。
2:15:49	で、
2:15:50	こん中で10、12社の
2:15:55	被ばく線量測定方法で、
2:15:59	右側に測定方法が記載されてるんですが、ここに記載しているのが、蛍光ガラスと個人洗浄計画全員線量計と、
2:16:11	NHK行のやつと、いう形で書いたんですけど、許可の方、もの11とかオノ203とか見ると、
2:16:19	従事者の個人被ばく管理のための
2:16:23	機材として、
2:16:24	電子式、ごめんなさい、ポケット線量計とかが記載されていたり、
2:16:30	あと、個人線量計っていうのも、全体にかかっていたりしてちょっと個人線量計の地域と、あと顧客と線量計の名称がどっかいてるなっていうのが、
2:16:41	清北條よくわからないんですが、ここって言うのは、
2:16:46	許可と清工場はどういう整理考えられてるでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:58	原子燃料工業のカノメでございます。
2:17:01	あと、今ご指摘いただいた部分ですね
2:17:05	許可に書いてますその測定方法、
2:17:10	測定に使うものとですね、こちらの記載ちょっと整合を今一度比較したようなもので、
2:17:17	説明させていただきたいと思います。はい。
2:17:20	以上でございます。
2:17:22	以上です。了解です。
2:17:24	ちなみになんすけど、ピット線量機は使ってるん。
2:17:28	でしたっけ。
2:17:30	原子燃料工業のカノメでございます。はい。今、見ていただいている保安規定の測定方法にですね電子式線量計というものを、
2:17:40	書いてございますこちらがゆポケット線量計等と呼んでるものでそこら辺の
2:17:47	名称の対応ですね、そこら辺もちょっと、
2:17:50	資料にてご説明させていただきたいと思います。
2:17:55	規制庁です。了解です。わかりました。お願いします。
2:18:01	規制庁大隅ですその辺続けますけども。
2:18:05	同じ 164 ページの別表上同じところですけども、
2:18:13	同じ従事者の線量のところの測定項目の 1 個下の内部被ばくのところですけど、
2:18:20	ここでこれも私強化と規制の違いなんですけど、ここはバイオアッセイを、尿中欄測定等って書いてあるんですけど、評価だと。
2:18:30	幼虫欄測定機器によりウランの部分を確認すると書いてあって許可の方で 5-11 ですけど、
2:18:37	許可だとですね尿中な測定以外に何か選択肢がないように見えるんですけど、この保安規定でいうと、幼虫乱測定と通って、具体的に何か今考えてるものってあるんでしょう。
2:18:54	原子燃料工業のカノメでございます。
2:18:57	と、
2:18:59	はい、おっしゃる通り許可に書いてます幼虫らの測定方法等手順を整備すると、ございますのでそれを受けて、ここに追加してございます。具体的な
2:19:10	方法としまして、幼虫欄量測定と、追記させていただいておりますが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:16	この他にですね鼻スミヤ報とか、そういった
2:19:21	被ばくの確認の手順ございますのでそういったものを想定して、等々してございます。
2:19:28	以上になります。
2:19:29	成長率了解です。そこら辺は評価との対比のところ等って書いてるのはこれを想定してますみたいのがわかるように記載を資料上していければいいと思っております。
2:19:42	占領工業のカノメでございます。承知いたしました。
2:19:47	上手年数で続けますけど、
2:19:52	同じ全く同じ場所で 164 ページの別表中の、先ほどの中欄の話だったんですけど、これ評価の方の 11 を見るとですねこれらの測定について、
2:20:05	検査手順書等、検査手順等を定めるってあるんですけど、
2:20:11	現状の説明の資料とか、ゆ手順って何なんですかってのはよくわからない、わかりませんのでこれも同じところだと思うんですけど。
2:20:19	参考資料でですね、そこら辺許可との対比ん時に、
2:20:23	定めて手順というと何がありますかっていうのは、ちょっと示すようお願いします。
2:20:29	徳本にいかがでしょうか。
2:20:32	原燃工カノメでございます。
2:20:35	藤。はい。今までおっしゃっていただいたところも含めて参考資料で、許可との対応。
2:20:42	比較するようなもので具体的にどういったものか、外、下部規定の内容とかですね、そういったものをご説明させていただきたいと思います。
2:20:52	規制庁前セッションします。ちょっと今のところで、
2:20:56	ちなみに、検査手順書っていうのは何か別に定めてるっていうのは定めてるってことでよろしいですか。
2:21:05	兼子カノメ。
2:21:10	失礼いたしました。原子燃料工業カノメでございます。
2:21:14	はい。実際、定めた手順ございますので、そのことを、
2:21:19	書いてございます。
2:21:21	規制庁線量回数わかりました。
2:21:24	すいませんちょっと残り三つほどですけども、
2:21:28	まず一つ目で、
2:21:31	同じページ 164 ページなんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:35	その別表中の表のですねもう 1 個した、二つぐらい行ってもらおうと。
2:21:41	空気中の放射性物質のノウゾウを測定フォームとして、
2:21:46	排気孔というところで場所を区切っているのがありますが、
2:21:52	これも許可との対比で許可の 7-32 っていうところを見ると、配置校の監視測定設備としてエアスニファとか、ダースンプラとかそういうのが記載されてるんですが、
2:22:04	ここには、
2:22:06	会報にそういうのがないんですけども、
2:22:10	そこら辺の記載の整合っていうのは、どういう関係になってる。
2:22:14	要はそのエアスニファとかっていうのは、回復には使わないっていう整理でよろしいんですけど。
2:22:22	原子燃料工業のカノメでございます。
2:22:25	はい。ご指摘あった部分。
2:22:28	でございますけれどもちょっとメインの
2:22:32	連続的な監視といたしましてはダストモニター、排気用モニターというものがございまして、エアスニファについても排気用のものがござい。
2:22:42	そちらも設工認、
2:22:44	に記載しておりますのでそこら辺との、
2:22:48	対比させた
2:22:52	ちょっと対応の方、今一度確認し、したい。
2:22:55	そして参考資料のほうで説明申し上げたいと思います。
2:23:02	規制庁先生よろしくお願ひします。
2:23:10	規制庁ウツミじゃちょっと続けますけども、次 1 個ページ移っていただいて 165 ページ。
2:23:17	になります、
2:23:20	ここの別表 11 位の放射線測定器類のところ、
2:23:27	エーッソーですね。
2:23:34	評価を見ると、87 ページで、第 1 加工棟と第 2 加工棟の放射線測定装置があるんですけど、
2:23:41	ここには第 1 サポートの記載が、
2:23:44	ないっていうところで、
2:23:46	これの理由っていうのは、
2:23:49	チェックポイント踏まれてる。
2:23:52	っていうところでしょうか。ちょっと事実関係を説明いただけたと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:01	原子燃料工業カノメでございます。
2:24:06	許可でございます第 2 加工棟と第 1 加工棟の
2:24:11	放射線測定器なんですけども
2:24:14	こちら、第 1 加工棟、
2:24:17	に設置するものにつきましてはですね、放射線測定というよりはですね
2:24:26	廃棄物ドラム缶内のウラン量とかの測定、
2:24:30	に使ってるものでして
2:24:33	そちらについては第 5 次設工認で
2:24:37	申請させていただいてるものなんですけれども、この第 1 加工棟の
2:24:41	放射線測定装置につきましては、
2:24:44	放射線測定器類というよりは
2:24:48	分析だとか計量といったような目的で、
2:24:54	設置するものでございます。で、
2:24:56	こちらの別表 11 の、
2:24:59	放射線測定器類。
2:25:01	の方に第 2 加工棟に設置するとしてあります放射。
2:25:06	放射線測定装置というのは、
2:25:08	先ほど説明した第 1 加工棟のものとはちょっと別なもので、こちらは放射線管理の特定に用いるものでございます。そういったような違い、許可、設工認、
2:25:21	保安規定での記載の違いといういったものを、
2:25:25	につきましてはちょっと今一度確認して整理したいと思います。
2:25:31	規制庁先生了解、わかりました。そいっばいラインと第 1 の方が違うっていう
2:25:38	江沢さんが最後に私から、
2:25:40	あまり中身じゃない確認ですけど、
2:25:43	評価の 87 ページだと、放射線関連の設備として、
2:25:47	放射線監視盤とか、携行集中、
2:25:51	携行集中表示盤とかあとは
2:25:55	細かいものを流して、呼吸器、呼吸ホームとかありましたけど、
2:26:00	そこら辺は、
2:26:03	安定のほうでは、
2:26:05	記載しないっていう整理してる。
2:26:11	原子燃料工業カノメでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:14	衛藤。まず、いくつかございましたと。
2:26:19	ありましたと思いますが、まず放射線監視盤とか、こちらにつきましては、この規定上はですね、
2:26:29	各々ガンマ線エリアモニターですとか、ダストモニターですとか、そちらの方に、
2:26:36	含まれ、
2:26:37	多様な記載になってございます。今見ていただいている別表 11 のガンマ線エリアモニター、
2:26:44	例えば第 1 画ごとにガンマ線エリアモニターという、
2:26:47	記載ございますがこちらには
2:26:50	検出器とあと、放射線監視盤というのを含んでるという考えで、
2:26:55	こういったような表になってございます。
2:26:58	それから流しとか
2:27:04	名が強いといったような記載も許可にはございましたけども、
2:27:08	そちらにつきましては放射線測定器類と、
2:27:11	いうよりはまた
2:27:14	退出時の手洗いとか、そういった女性に使うものですので、
2:27:19	そういったものは、この別表 11 には書いてございませんが、
2:27:24	別途ですね、
2:27:26	流しに係る措置といったものを、この規定に、
2:27:32	今回の申請で盛り込んでございますのでそちらも応募して許可の、
2:27:38	対応しているというところになります。
2:27:41	失礼しました先ほどの長橋の、
2:27:44	記載ですけれども、78 ページの方に、
2:27:48	新旧表の 78 ページの方に、
2:27:54	流しの管理について今回追記しております。こういったように保安規定全体を通して、許可の記載事項、対応してございますので
2:28:04	こちらも当然比較してわかるような、
2:28:07	資料で説明させていただきたいと思います。以上になります。
2:28:12	規制庁内海です了解、ありがとうございます。
2:28:15	私からは以上。
2:28:24	他規制庁課長の鈴木です。
2:28:31	お願いします。規制庁の鈴木です。
2:28:36	私の方から 2 点ちょっと誤記。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:39	と思われる箇所の
2:28:41	伝達とあと2点ちょっと
2:28:44	考え方を教えていただきたいということをちょっとお付けしますので、お願いします。
2:28:49	申請書の本文の方の、
2:28:56	2ページの(1)の関係条文、情報っていうところと、
2:29:00	3ページの、
2:29:02	(2)関係条項っていうところに
2:29:05	今回変更した。
2:29:07	関係ある情報の番号入れてもらってると思うんですけども、
2:29:13	第4種場につきましては
2:29:17	事業変更許可オフ。
2:29:20	ノア5000事業変更許可申請書の記載内容を踏まえた変更っていうことですので
2:29:27	2ページ目の、
2:29:29	関係情報のところに40条入ってくるんじゃないかと。
2:29:33	なってます。
2:29:35	反対に3ページ目の関係上のところですね。
2:29:39	ここに40条入ってますけども、これ今回の保安管理組織変更を踏まえた変更でないってことで、
2:29:46	3ページの方から削除されるのかと思うんですけどどうでしょうか。
2:29:54	原子燃料工業カノメでございます。
2:29:57	はい。等とご指摘の点、
2:30:02	を確認いたします。はい。
2:30:06	他からの、
2:30:07	許可を踏まえた変更というところだったかと思imasのでちょっと、
2:30:11	事実。
2:30:13	ちょっとちょっと確認して確認させていただきたいと思います。
2:30:19	はい。原子燃料工業の狩野でございます。はい。ちょっと誤記いいかと思う。誤記だと、起きてくるのでちょっと。
2:30:30	ええ。
2:30:31	ちょっと記載が、現状を違ってるというところになります。
2:30:35	はい、では、適切に。
2:30:38	修正いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:41	塩山野津。規制庁の鈴木です。続きまして2点確認させていただきますけども、まず1点目
2:30:55	3ページ目の4ポツに施行期日、期日を書いていただいていると思うんですけども、
2:31:06	これは
2:31:07	保安規定に付則という形で、
2:31:11	管理と違ってのはしないんでしょうかっていう。
2:31:14	ことをちょっとお聞きしたいんですけども
2:31:18	御社の本規定は一般規定変更の履歴っていうことで、
2:31:25	日付とか書いてあるんですけども、
2:31:30	付則として施工技術とかそういう記載がないんですけども、
2:31:36	どうしてですか、そういう感じでしたっけということで、他の
2:31:42	会社ですねMNテスト加減とかは
2:31:48	不足っていうのは、
2:31:50	時間にしてますけども、
2:31:54	これを、
2:31:56	太食うで管理しない。
2:31:59	いるっていうのはどうなりましたっけ。かっていう、ちょっと教えていただきたいんですよ。
2:32:14	原子燃料工業の岡田です。
2:32:18	等弊社小渡事業所の保安規定につきましては、従前より
2:32:25	施行期日等ですね法律のように付則という形では本文中には盛り込んでもいない管理をしてきておりましたのでこのような、
2:32:37	スタイルになっておりますのでこういう施行期日は申請書本文で宣言することで保安規定の本文で守る、
2:32:48	何て言うんですか、規定スルーとして守る内容とはまた別のものという整理をしておりましたので、こういう状態になっております。
2:32:58	他社の保安規定の状況をちょっと確認いたしまして、この辺りちょっと検討いたしたいと思います。
2:33:10	規制庁の都築です。はい、承知しました。
2:33:17	最後まで私の方からも1点なんですけども、
2:33:23	例えばですね、51ページの、
2:33:28	あ、ごめんなさい申請書の対照表の50、
2:33:33	1ページですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:42	11 ページの管理区域の第 40 条のところ、
2:33:48	上から 2 行目。
2:33:51	この辺りなんですけど、ここに
2:33:53	第 13、第 34 条以降において以下、
2:33:58	かぎ括弧での線量告示というふうに書いてありますけども
2:34:03	本社の、
2:34:05	遠地ではこのように、第
2:34:08	0 ん何々章以降において以下、
2:34:12	何々という中、
2:34:14	記載。
2:34:16	が多々出てくるんですけども、
2:34:19	これは
2:34:21	略しつ時って最初に出てくるところで定義とかしないで、
2:34:26	このような書き方をされてるって何だったんですでしょうかっていうことをちょっと教えていただければと思います。
2:34:37	原子燃料工業の岡です。
2:34:40	形。
2:34:42	組織の中でですね
2:34:44	以下何々というというのは、
2:34:48	おっしゃられたように
2:34:51	最初に登場するところの、
2:34:54	に行かないというのが原則としては、今おります。一部ですね御規定です。従前からの記。
2:35:05	変更認可を繰り返しております、
2:35:10	殊、その上もともと何というと言ってたところよりも前にですね、
2:35:19	そういう、
2:35:20	取りな略称を記載するようところが、どうしても出てしまってるところがございまして、そういう場合は、
2:35:31	この南條に行こうにおいてというのを頭につけることによって、
2:35:40	頭につけた条項から、その省略をした。
2:35:45	表現を用いてよいということで、従前そういった部分があった時にですね変更した時に麻生氏、ご指導いただきましてにならって今回も、
2:35:58	30 条の方で 1000 先に線量告示というものが出てきます。ただ、都合上こうしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:08	規制庁の関です。
2:36:10	承知しましたの。
2:36:12	第何条以降の、その第何条上っていうところで初めて出てくる。
2:36:18	のでこういう記載になってるっていうことです。それ、
2:36:21	したら承知しました。
2:36:28	私の方から以上です。
2:36:33	その他規制庁側ですか。はい。お願いします。小澤ですけれども。
2:36:38	今の岡田さんのご解答は、基本は津田氏のところで規定します。でも、おそらくそのあれじゃないですか
2:36:49	と規制庁側とのやりとりの中でっていうのは、変更箇所が少ないときに、そのいろいろなところに飛ぶこと等を懸念して、
2:37:00	そういう発言があったんじゃないかっていうふうにする。
2:37:05	放送するんですけれども、今回のように、変更が
2:37:10	いろんな場に行き渡る時っていうのは、すっきり綺麗にされた方が、御社の保安規定として読みやすく使うホールとしてですね読みやすくなるんじゃないのと思うんですけれども。
2:37:24	そういうところも含めて検討いただければと思います。
2:37:29	使い扱う使い、使う側の身になって、検討いただければと思います。
2:37:36	原子燃料工業の岡田です。はい今回の保安規定はその点先行他社さんでも非常に重要な点ですのでその
2:37:46	実効性という観点ですね、そういったところで
2:37:52	読みやすいということに心がけるところもありますので、全体通して検討いたします。
2:38:04	よろしく申し上げますオザワからは以上です。
2:38:08	はい。その他規制庁側から何かありますでしょうか。
2:38:13	C T、あ、あ、
2:38:15	すみませんきちっと述べられたらちょっと待ってください。
2:38:33	傾聴ノムラです先ほどの品質管理のですね、中身を教えてくれっていう話なんですけど。
2:38:40	今画面に共有しますが、
2:38:44	審査会合資料。
2:38:46	日付で言うと、
2:38:50	令和3年9月13日の
2:38:54	審査会合の資料。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:56	のですね、10 ページ目。
2:39:00	これをご覧いただきたいというか、これを見て参考にさせていただきたい。
2:39:05	ということです。これは安保とですね、彼らはですね、ここで確認して、社内のその上の委員会に上げて、さらにその上の、
2:39:13	最終的なところで、委員会で確認してるという
2:39:17	ことなんですけどこのようなイメージで、
2:39:19	作っていただければと思います。これをもとに我々は、
2:39:25	きちんと社内で売った書類をつけるということが、一体、
2:39:29	ということです。
2:39:32	よろしいでしょうか。
2:39:37	介護施設、
2:39:39	原子燃料工業のカノメでございます。
2:39:42	当間下がってますか。ごめんなさい。すいません、野村ですけど今の、
2:39:48	これ入ってるのか。
2:39:50	これすいません1月の資料の1の方ですね。はい。
2:39:54	麻生からご説明させていただくというようなことを想定して資料に盛り込んでございます。これは私は資料入ってるっていう。
2:40:09	はい。では先ほどの質問はキャンセルさせて、
2:40:13	ただ、
2:40:14	聞きますでええとですね、このパワーポイントの資料、
2:40:18	を見て、
2:40:21	これさ、さらに深いことがあれば聞かせていただいで判断していきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。以上です。
2:40:34	その他規制庁側で確認したいことございますでしょうか。
2:40:42	ないようであれば、熊取側から何か確認等ございますでしょうか。
2:40:53	はい、原子燃料工業でございます。事業者側から、特にございません。
2:41:00	規制庁堤ですけどあれ、あとその一行、申請書158ページの注3の研磨くず回収装置の容量ってことでいいんでしたっけ問題。
2:41:10	は、こちらに変わったメーカーわかりましたでしょう。
2:41:20	は、
2:41:23	原子燃料工業カノメでございます。衛藤。
2:41:26	先ほど今、おっしゃっていただいた部分なんですけどもちょっと確認中でして、それも含めてですね、許可とか、設工認等を比較したような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:37	対比表とかで説明させていただいて
2:41:42	適切であるのかどうかというところを整理してご説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
2:41:49	規制庁辻岡さん今お答えできないところは資料でってことで、了解ですわかりました。
2:41:56	原燃工カノメです。ありがとうございます。
2:41:59	承知いたしました。
2:42:06	ではその点、対応お願いしますということとあと資料、
2:42:10	作成をお願いしているところは
2:42:14	時間をかけてでもいいので、整理して提出していただきたいのと、
2:42:21	あとは審査会合資料は、木曜日、18時までをめぐに、
2:42:25	提出をお願いいたします。
2:42:27	社長中間です追加でもう1点、今回新たにまた資料作成をしていただくことになると思うんですけど、
2:42:35	もしレイアウトとか、表の縦軸横軸とかですね、
2:42:40	資料完成してからだとちょっと指摘もあれなので、こんな形で作りましての事前に、
2:42:45	ドラフトというか、1枚だけでもいいので、
2:42:49	事前に見ていただければいいんじゃないかどうかっていう判断はできませんので、
2:42:53	手だて元に防ぐためにもご検討ください。
2:42:58	以上です。
2:43:01	原子燃料工業でございます。了解いたしました。ありがとうございます。
2:43:07	はい。ではこれで面談を終了させていただこうと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。